
◎開会宣告

○議長（波岡玄智君） ただいまから、平成25年第2回浜中町議会定例会を開会します。

◎開議宣告

○議長（波岡玄智君） これから、本日の会議を開きます。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（波岡玄智君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第118条の規定によって、9番野崎議員及び10番加藤議員を指名します。

◎日程第2 議会運営委員会報告

○議長（波岡玄智君） 日程第2 議会運営委員会報告をします。
本件については、議会運営委員会から本定例会の議事運営について、報告書の提出がありました。委員長より報告を求めます。
5番成田議員。

○5番（成田良雄君） （口頭報告あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。
本件は委員長報告に対する質疑を省略したいと思います。
これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本件は、委員長報告に対する質疑を省略することに決定しました。
これで報告を終わります。

◎日程第3 会期の決定

○議長(波岡玄智君) 日程第3 会期の決定を議題とします。

お諮りします。

本定例会の会期は、議会運営委員会報告のとおり、本日から13日までの2日間としたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(波岡玄智君) 異議なしと認めます。

したがって、本定例会の会期は、本日から13日までの2日間と決定しました。

◎日程第4 諸般報告

○議長(波岡玄智君) 日程第4 諸般の報告をします。

まず、本定例会に付された案件は、お手元に配付のとおりです。

次に、今議会までの議会関係諸会議等については、記載のとおりです。

これで、諸般の報告を終わります。

◎日程第5 行政報告

○議長(波岡玄智君) 日程第5 行政報告を行います。

町長。

○町長(松本博君) 本日、第2回浜中町議会定例会にご出席をいただき、誠にありが

とうございます。

先の議会から、本日までの主なる行政報告を申し上げます。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） 引き続き、教育委員会より教育行政報告を行います。

教育長。

○教育長（内村定之君） 前議会から、これまで教育行政の主なものについて、ご報告をいたします。

(行政報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これで行政報告を終わります。

◎日程第6 審査報告安心できる介護制度の実現を求める意見書採択に関する陳情書（社会文教常任委員会報告）

○議長（波岡玄智君） 日程第6 審査報告を議題とします。

本件については平成25年第1回定例会において、社会文教常任委員会に審査の付託をしていたものであります。

同委員会において審査を終了し、このたび報告書の提出がありました。

委員長の報告を求めます。

6番中山議員

○6番（中山真一君） (口頭報告あるも省略)

○議長（波岡玄智君） これから、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

ただいま、討論の申し出がありました。

まず、本件に対する反対討論の発言を許します。

反対討論です、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

次に、本件に対する賛成討論の発言を許します。なお、申し添えますけれども、これは原案に対する討論ということで、委員長報告に対してのものではないということをご

認識いただきながらお願いしたいと思います。

10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は安心できる介護保険制度の実現を求める陳情書に賛成の立場で討論に参加いたします。

浜中町の65歳以上の高齢者は平成24年3月末で1700名、人口に占める割合は26.2%で釧路管内ではやや低いほうに位置しております。

そのうち、要支援から介護5までの認定者数は223名で13.1%、これは認定者数がダントツで管内一少ないということを示しています。

医療のときもそうですが、浜中町のお年寄り健康であるところでもいえると思います。介護の基本は在宅での介護です。

晩年は自分の家の人に介護してもらって暮らしたい、委員長報告にあったように居宅サービスを受けている方が5人という少人数であるのが現実です。大変少ないです。

それは、二世帯、三世帯で生活していることが、このような良き結果をもたらしているものと思われます。また、町の福祉保健課や社会福祉協議会の地域に密着したさまざまな介護サービスが健康に生きるうえで大きな働きをしているように思います。

介護認定された方が、たとえば介護度3の人が本人の頑張りによって、介護度2になるようなはげましの支援を意図的に行っていることなどが功を奏しているように思われます。今回の改訂で生活援助の縮小で、30分以上60分未満の単位時間が短くなりまして、20分以上45分未満、60分以上の時間が45分以上と短縮されたり、あるいは委員長報告にありましたようにその結果、介護報酬が若干縮小されたという状況であります。町やあるいはハイツ野イチゴで雇用されているヘルパーさんの給与は月額で保障されているので、在宅介護の時間や報酬が縮小、削減されようが影響はありません。

しかし、個人でサービスを提供している事業所では、行き届いた介護を行うという本来の事業が出来ないことや、収入の実質削減につながるものです。

行き届いた介護というのは、時間が減らされることによってお年寄りがもっとも楽しみにしているコミュニケーションの時間がゆっくり持てないというような実態が不満として出ております。介護に携わるヘルパーさんの給与は低く抑えられております。

全国平均で福祉介護職員の月額は21万円、全国労働者平均の月額は賃金で32万円です。11万円の違いがあります。賃金について介護報酬に組み入れるのではなく、陳

情書にあるように国の責任で賃金の引き上げを行うことという要望は的を得ている要望だと考えます。以上の理由で賛成の意見といたします。以上です。

○議長（波岡玄智君） 次に反対討論の発言を許します。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

これで討論を終わります。

これから陳情第1号を採決します。この採決は起立によって行います。この陳情に対する委員長の報告は不採択です。陳情を採択することに賛成の方の起立を求めます。

起立少数です。したがって陳情第1号を採択することは否決されました。

◎日程第7 請願第1号札幌航空交通管制部の存続・充実を求める請願

○議長（波岡玄智君） 日程第7 請願第1号を議題とします。

職員に請願書を朗読させます。

○議事係長（山平歳樹君） （請願第1号 朗読あるも省略）

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

ただいま議題となっております請願第1号は総務経済常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査にしたいと思っております、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、請願第1号は総務経済常任委員会に審査の付託をし、閉会中の継続審査とすることに決定しました。

◎日程第8 報告第2号専決処分報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第8 報告第2号を議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

町長

○町長（松本博君） 報告第2号「専決処分の報告」について提案の理由をご説明申し上げます。この度の一般会計の専決処分につきましては、第1回定例議会において議決をいただいた後に、特別交付税等が確定したこと及び町道除雪業務委託料等の確定に伴い、財源に余剰を生じたため、これに伴う歳入及び歳出の補正予算を、3月29日をもって専決処分させていただいたところであります。

補正の内容といたしましては、歳出では、2款総務費、電算システム運用に要する経費では、北海道町村会において共同購入の予定でありましたコンピュータ用備品購入が平成25年度に繰り延べとなったことにより232万1,000円を減額、基金積立金では基金利子の確定により財政調整基金利子積立金で26万6,000円を減額、開基記念事業基金利子積立金で2,000円を追加、減債基金利子積立金で6万4,000円を減額したほか、財政調整基金積立金では、歳入歳出予算の確定見込みによる余剰分1億3,000万円を追加しております。この結果、平成24年度における財政調整基金の積立額は1億7,151万9,000円、年度末現在高は10億5,295万9,000円となります。

3款民生費、基金積立金の福祉振興基金積立金20万円の追加は、去る3月5日に茶内風嵐榮子様からいただきました寄附金を積立てようとするもの。

7款土木費では、町道維持管理に要する経費で、町道除雪業務委託料の確定による余剰分、819万1,000円を減額補正。

12款給与費の共済費759万1,000円の追加は、第1回定例議会後に北海道市町村職員共済組合より追加負担分の納入通知があったことにより、特別職分17万6,000円、一般職分741万5,000円を追加しております。

以上により、今回の補正額は1億2,695万1,000円の追加補正となります。

一方、歳入につきましては、1款町税、2款地方譲与税、3款利子割交付金、4款配当割交付金、5款株式等譲渡所得割交付金、6款地方消費税交付金、7款自動車取得税交付金、10款地方交付税、11款交通安全対策特別交付金はいずれも交付額の確定によるものであり、14款国庫支出金、民生費負担金162万7,000円の増は、平成23年度身体障害者福祉費負担金の精算分、土木費国庫補助金22万2,000円の追加は、地域住宅交付金で公営住宅建設事業に係る補助金の確定によるもの。

16款財産収入、利子及び配当金32万8,000円の減額は収入額の確定によるもの、17款寄附金は、歳出でご説明いたしました風嵐榮子様からの寄附であります。

20款諸収入、町預金利子8万5,000円の追加は収入額の確定によるもの、

21款町債につきましては借入額の確定によるものでありますが、港湾施設災害復旧債は特別交付税震災復興分が措置されたもので、総額で1,460万円の減となります。

この結果、補正後の歳入歳出予算の総額は、83億6,628万8,000円となります。

次に第2表地方債補正につきましては、地方債を財源とする事業費及び同意額の確定に伴う補正であります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第2号を採決します。

お謀りします、本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第2号は承認することに決定しました。

◎日程第9 報告第3号専決処分の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第9 報告第3号を議題とします。

本案について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第3号専決処分の報告について提案の理由をご説明申し上げます。本件につきましては、先に国会で審議されておりました地方税法の一部を改正

する法律が、平成25年3月30日可決、成立し同日付けで公布され、併せて関連する政・省令も同日付けで公布されたことから、浜中町税条例の関連規定を改正する必要が生じたので、3月31日付けをもって専決処分により浜中町税条例の一部を改正する条例を制定したところであります。

この度の改正は、地方税法の一部改正に伴い、浜中町税条例に規定する寄附金税額控除をはじめとする関連条項の改正、また、3月定例会において議決をいただきました、浜中町税条例の全部を改正する条例で盛り込めなかった条項についての一部改正と追加で、その関連する項目について所要の改正をするものであります。

なお、本改正につきましては総務省から示されました市町村税条例の一部を改正する条例の例に基づいたものであります。

なお、施行期日につきましては、本条例附則第1条ただし書きで規定する改正を除き本年4月1日から施行することとしております。

以上、提案の理由をご説明いたしましたが、詳細につきましては、税務課長より説明させていただきますのでよろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 税務課長。

○税務課長（佐藤佳信君） （報告第3号 補足説明あるも省略）

○議長（波岡玄智君） これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これから、討論を行います。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 討論なしと認めます。

これから報告第3号を採決します。

お諮りします。

本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。

したがって、報告第3号は承認することに決定しました。

◎日程第10 報告第4号繰越明許費繰越計算書の報告について

○議長（波岡玄智君） 日程第10 報告第4号を議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 報告第4号繰越明許費繰越計算書の報告について提案の理由をご説明申し上げます。

繰越明許費の事業につきましては、平成25年第1回定例会において、漁港工事地元負担金、消防救急デジタル無線整備事業及び農業者トレーニングセンター災害復旧事業について、事業の性質上いずれもその実施に相当の期間を要し、かつ、事業が年度内に終わらない見込みから、地方自治法第213条第1項の規定に基づき、あらかじめ翌年度に繰り越して使用する繰越明許費の議決をいただいたところではありますが、5月31日の出納閉鎖により翌年度への繰越額が確定したことから地方自治法施行令第146条第2項の規定により、計算書を調整し報告するものであります。

なお、平成25年度への繰越額は3,861万5,000円で、繰り越す財源は町債3,790万円、一般財源71万5,000円となります。

以上、提案の理由をご説明いたしましたので、よろしくご承認くださいますようお願い申し上げます。

○議長（波岡玄智君） 本件に対して質疑があればこれを許します。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（波岡玄智君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

◎日程第11 一般質問

○議長（波岡玄智君） 日程第11 一般質問を行います。

通告の順番に発言を許します。

○議長（波岡玄智君） 1 番田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） それでは通告書に示したとおり、町政執行方針の柱でもありません災害に強いまちづくりに関して質問いたしたいと思います。

様々な災害が想定されますが、今回は地震、津波の災害に特化して伺いたいと思います。初めに確認いたしますが、先のハザードマップで示された規模の地震、津波これは将来かなりの確立で本町を襲うというご認識でしょうか。

それとまた、すでに400年が経過したとされる500年間隔地震、これと同程度の規模になるとお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 初めてのことでですからどうぞ緊張しないで、落ち着いてやってください。防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの質問なんですが、資料を持ってきておりません。そろえまして、後に回答したいと思いますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 資料と申されましたけど、まず一点目の質問ですけれども、このハザードマップで示された浸水域ですね、これが、僕が聞いているのは将来かなりの確立で発生するという認識で、今現在この防災計画に取り組んでいるのかということをお聞きしたいのであります。

したがいまして資料等の問題ではないかと思えますけれどもいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの質問にお答えしたいと思います。

ハザードマップにあります500年間隔の部分の対策なんですが、北海道におかれましてはレベル1、レベル2の部分の説明もございましたが、これについては現在エル1津波とエル2津波ということで、浸水域の外郭の部分の作業がこれから行われようとしております。

それで、認識ですがただいま避難施設昨年度から見直しましたときにおかれましては、最大級の津波の想定をしておりますので、今いわれました防災対策については認識としましては、あくまでも最大級の津波のことを想定しております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） なかなか明確な答えはこれ、いただけないのかなと思いつつ聞いておりましたけれども、私は2年前の東北の震災を見まして天災というのは本当に忘れた頃にやってくるものであって、自然の猛威というか人間がコントロールできない

ものに関しては、これはやはり脅威と受け止め、震災の教訓を生かす意味でも、その認識に立った対策が進められるべきだと考えます。その上で伺います。

執行方針では災害に強いまちづくりを2本目の柱と据えての方針だったと記憶しております。大変抽象的ないい方のこの災害に強いまちづくり、これはですね、もっと具体的に分かりやすい言葉で表現すりとしたらどのような内容、どのような表現になるとお考えでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 執行方針の災害に強いという言葉が抽象的だというご指摘でありますけれども決してそういうことではなく、この意味は早くいったらこの町の産業、特に水産関係では海岸線でありますからその産業を含めて、人命も含めてその災害に耐えるそういうことで、災害に強いという言葉を使わせてもらっております。

これはやはりしっかりこのような大きな災害が来る、これからの災害を含めての言葉だというふうに思っています。特に今までこの防災意識というのは、考え方というのは一昨年の3.11を受けて大きく私どもも、また地域の皆さんも大きく変わったというふうに思っています。そんな意味で、これから作られていく防災対策含めて、しっかりその対応をしていくんだという決意で、この災害に強いという言葉を使わせてもらって今日まで来ているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まあ、町長おっしゃるとおり私自身も先の震災、津波の映像を見まして本当にこの災害に対する認識を新たにしたところでございます。

その意味で、町長がおっしゃる災害に強いまちづくり、これは僕なりに解釈いたしますと、先ほどもいったように、地震、津波に特化して質問しているのでそのつもりで聞いていただきたいと思います。

これは、どんな対策を講じるかといいますと、この災害に強いということは、要は犠牲者をなるべく、極力出さないすなわち、災害被害からのリスクを軽減する対策を講じていくこと、これが災害に強いまちづくりと捉えておりますけど、その辺は如何でしょうか。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 議員いわれるように、しっかりその犠牲者を出さないということも、当然その中に、1番最初に入ってくる項目だと思っております。

そういうことで、この対策を中心に出来ることは何でもやるという対策で、今進めて行きたいというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 防災対策室で先般地域防災計画の見直し案の説明の中で、地域防災計画がまとまったと、今後は津波災害に特化してこれの対策に集中して取り組みたいという趣旨の発言がございました。現在その意味で、国が示した津波防災地域づくり推進法にもとづいて、その推進計画を作られている真っ最中かと考えます。

この対策というものは喫緊といいますか、短期的に今現在取り組んでいることも含めて、取り組んでいくものあるいは、中長期的に計画を立て、そして進めていく対策とに分けられると思います。現在避難路整備等の対策以外に、今現在考えられている短期的に取り組むべき対策という点で、何かございましたら示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 短期的、中期的等々については、この質問趣旨書の中に明文化してきちっと載せているわけですから、当然そこに対して答弁も考えられてこられていると思いますので、なるべくその辺を時間をかけないように答弁をしていただきたいと思います。

防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 短期的計画と中期・長期的計画について説明いたします。この年度的スパンなんですけど、まず、短期的計画の考え方ですが、今年度を含みまして2年から3年程度と考えております。次に中期的計画の考え方ですが、3年から5年程度と考えております。長期的考え方ですが、町総合計画とこの項目三つとも共通していなければならないと思いますけれども、5年から7年以上と考へまして、概ね平成31年の現在の町総合計画との整合性を図りたいと考えております。

事業ですけれども、順番に説明したいともいます。避難路の新設としまして、期間は短期から中期と考へます。それと防災行政無線としまして本機の高台移転、屋外拡声器等の増設、それと海岸線の小中学校の個別受信機の設置を短期から長期と考へています。

備蓄用コンテナですが、これの設置については短期から中期と考へております。

避難施設の場所や避難経路、避難の方向指示的なルートを表示した看板については短期から中期と考へております。ソーラー発電つきLED照明灯は短期と考へています。

監視カメラ、モニター的なものがございまして、これは短期から長期ということで考へております。それと避難施設に付随します駐車場ですが、これは短期と考へておりま

す。ヘリポート、ヘリコプターの駐機場になりますマークについては中期と考えております。避難タワー等は中期から長期と考えております。

防災センター、名前はまだ決まっておりますが、等は長期と考えております。

以上が短期、中期、長期的なハード面になろうかと考えております。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） さきほど私先の議会でも示された、内容以外に何か新しいものでもあるのかなと思ってお聞きしております。今示された短期的に取り組むもの、中長期的に取り組むものの考え方としては理解いたします。ハード面の対策を現在説明していただきましたけれどもソフト面の対策として、自主防災組織の構築というものが計画されていると思います。昨年度ですか、丸山散布をモデル地区として、丸山散布自主防災組織というものが組織されたと聞いております。これの丸山散布自主防災組織の内容、それと、それ以外の地区の取組状況等を教えていただきたいと思っております。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの自主防災組織の関係なんですけれども、ご承知のとおり丸山散布自治会においては平成24年度に設立がされておまして、内容については組織の規約等も出来ておりますし、その他自主防災組織の組織図というのでもできておられます。この中に活動の計画書、さらに予算の部分も記入されております。そのほかなんですけれども、その他におかれましては私どもがPR不足というのが多々あると思うんですがその他地区におかれましては現在自主防災組織についての動きはございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） まずその他についてはPR不足と申しますということで現在ほかの地区での取り組みは行われていないとの答弁でありました。

ハード対策というのは財政面もあるのでそれなりの期間が必要かと思っておりますけれどもこういうソフト面の対策、特に住民意識の改革と申しますかそれはもうとっくに進んでいかなければならない対策じゃないのかなと考えます。先ほど内容を示してくださいといった中には、まず一番大事なのがその災害時に一番威力を発揮するのは何だと、あの震災でもそうですし、神戸の震災でもそうですし全国民が多分同じ認識に立っているのは、共助という考え方、いわゆる助け合いですよね。これが、丸山散布の組織図と先

ほど申しましたけれども、たとえば時間帯によっては子供たちしかいない時間帯だとか、お年寄りしかいない時間帯が考えられます。そういう場合の要するに共助、助け合いの内容というもので、この自主防災組織の中に盛り込まれているのかどうか、仲の浜自治会では、こういう組織名ではございませんけど実際現実として、こういう場合は誰が乗せていこうというところまで話し合われていると聞いております。

確かに小規模の自治会と申したら失礼ですけども、人数が少ない分まとまりやすいのだろうと考えられます。でも、これが一番やっぱり大事な根幹にかかわるところで、現実問題としてそれを構築がされていないと対応できないだろうと思います。

朝日新聞のですね4月18日の記事の中で、ここと同じく34メートル超の津波想定がされた高知県の黒潮町というところの町長のインタビュー記事が載っておりました。

全部読んでると時間がありませんので抜粋してちょっと読んでみたいと思います。

南海トラフでは最悪32万人の死者が出るという被害想定が国でなされております。

それを受けてここの大西町長が本当に真剣に考えておられるなと思えるのが、救えない人が出ることを認め、容認し、犠牲者300人という想定ができますかと。自治体としては、被災者は0だという取り組みで、取り組んで行かなければという決意のもとでこのインタビューに答えております。

その中の取り組みとしまして、全職員を地域に割り振り、通常の勤務時間外や土日に避難路の再点検をしてもらったと、それにもとづいて、新設しなけりゃならないもの、手直ししなけりゃならないもの等を洗い出したんだと。そして一方では、地域の防災の意識ですね、これを高めるために地域ごとに対話集会、ここでは防災ワークショップと申しておりますが、そういうものを昨年1年間で200回開いたと。要するに職員が地域に出向いて、個々の地域で避難に対する対策等を話し合う機会を設けたと、こういう取り組みをなされております。

更にですね、たとえば避難道を造ったと、高台へ逃げる避難道ができたと、そうするとすぐ近くの住民、歩いていける住民は助かるだろうと誰でも考えるでしょうと、僕も考えます。しかしその家に介護支援が必要な人がおられるかどうかは行政でそこまで把握できるかというとなかなかできないと。ちなみにここは総人口1万何千人ですかね、ここより当然大きな町なんですけど、そのために必要なのがその、先ほど申した共助ですね。ここではその避難カルテというものを作って、地区を10軒から15軒の班に分けてそういう組織を作ったと。その数が283班になったそうです。その数の分だけこれ

からこの対話集会を開いていくんだと、こう申しております。

これくらいの強い取り組みがなされて初めて共助というものが、自主防災組織というものができんじゃないのかなと考えます。その意味で先ほどPR不足でまだ取り組みがなされていないというのはあまりにもお粗末な話でございまして、今後そういうことも早急に進めていくという考えがございませうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） ただいまの今後取り進めていくかという質問ですけども、自主防災組織については、一番先に今後ソフト面で対応しなければならないこととは把握していますし、今後早急に取り組みたいと思っております。

自主防災組織のあり方についても今たくさんいわれましたが、そういったものが大いに参考になると思いますので今後とも全国若しくは全道的にもそういった部分の事例をたくさん参考にしまして、進める際のお手本になるようなものはどんどん取り入れていきたいと考えています。よろしく願いいたします。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） このとおりに進めてくださいとは申しません。ただ、これに近いことをやろうと思うのであれば、防災対策室3名では到底、相当な時間がかかるわけでありまして、その辺のほかの課の支援の仕方はどのように考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 副町長。

○副町長（松本賢君） ただいま議員おっしゃった例であります、黒潮町のであります、私も見ましたが2百数十班に分けて、15人程度。今丸山散布が先導的にやっていただきましたので、これから防災対策を進める上では地域での発言が一番だと思っておりますし、その地域の実情を知るのも行政としては一番だと思っております。地域は地域で自ら避難体制を考えるということも必要だと思っております。まずもって、15軒、20軒という単位ではなくて、まずは地域に入ってそのやり取りをどんどん、丸山散布でやったようにこれからもそういう組織を作っていただくように働きかけるつもりであります。まずもって防災で対応しようという話は室長とは話をしましたんで、さっきPR不足という話、お粗末だということなんですが、現実にはどんどん地域に入ってですね、そのような活動を続けてきたいと思っております。

将来的にその形がですね、たとえば霧多布でいっぱいありますが、それぞれの町内会でやるのかどうなのかという問題もありますけれども、単位町内会に行ってさらに班が

分かれるということもありますので、その状況を見ながら対応していきたいと思っておりますし、今後の人事、組織の面でもですね、これで防災対策室がなんとか人員ひとり確保して配置しました。ご指摘もありましたので。あとはあの地域の担当制によって防災の関係を職員が入って実情把握したというお話でしたけれども、この面につきましては他課の職員も含めましてですね、当面は3人でもって、あと他の部局の人間もそれに向けて全員でその対応に向きたいなと思っております。ただ、人事については職員全体のこともありますので、他部局の業務のこともありますので、必要に応じながらですね防災対策室の体制は考えていきたいと思っております。やるようにこれから進むつもりであります。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） これをやることによって、さきほどの申しあげました避難訓練ですね、それがより効果的なものが出来上がるんだと思います。ようするに隣の人どうしたんだと、そういうことですよ。そういうことが結局避難訓練の参加率にもつながってくると思いますのでぜひ、進めていただきたいと思っております。

そこで、もう一点気がかりなのが診療所がございます。診療所現在寝たきりの方もおりますので、これはなかなか難しい問題でしょうけども、この避難対策等は考えられているのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 診療所事務長。

○診療所事務長（越田正昭君） 今、質問にありました診療所の避難対策でございんですけども、現在各医療関係とも含めて、その中で看護師等も入れてその中で協議をしている段階であります。当然、入院患者等受けておりますのでそれらの部分の対策をどうしていけばいいのかこれも含めて全体的に安心してそこにいていただいて、そして避難にしっかり繋げていくという形で今考えておりますので、これについては若干の時間を要すると思っておりますけれども、今協議中でございますのでよろしく願いいたします。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） なるべく早い対応を考えていただきたいと思っております。

さきほど長期的な視点で出てきた総合計画がございます。まちづくり計画として総合計画があるものと理解しております。ただ、この実施計画の中では地域の実態や緊急性、財政状況や国、道の施策の動向を勘案しながら策定するものと申しております。

国の施策であります緊急防災減災事業債制度について伺いたいと思っております。

まずこの制度の概要の説明をいただきたいと思います。できれば防災対策事業債との大きな違いと申しますか、それがあれば概要と一緒に説明いただきたいと思います。

それと、この制度の期間ですね、これが明示されているのであれば期間を示していただきたいし、ないのであればどれくらいの期間というふうに考えておられるのかを示していただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまご質問のありました緊急防災減災事業債制度の概要でございますけども、本債につきましては平成23年度の国の一般会計補正予算により追加されました全国防災対策にかかる事業及び平成24年度の東日本大震災復興特別会計予算における全国防災対策事業にかかる事業、補助事業なわけですけども、それと緊急防災減災事業計画に基づき実施する事業ということで、これにつきましては単独事業が町では対象になっています。この起債の充当率が100%となっています。

後年度の元利償還金の交付税措置が単独なんですけども70%が見込まれております。この緊急防災減災事業債は公務員の給与削減による財源を持って措置されているもので、国としては25年度限りというような計画でおります。

本町につきましては今年度この緊急防災減災事業債を活用しまして当初予算で霧多布地区の避難道1千770万円程度、単独一般財源ということで予定しておりましたが、振興局等との協議の結果この緊急防災減災事業債の適用になるのかなというふうに、今現在事務を進めております。

また、茶内地区の農業者トレーニングセンターにつきましても繰越明許費で調査設計しておりますけれども、後段の補正でお願いしておりますけれども部分的な改修となれば単独災害、その部分の災害になるのですけれども、この緊急防災減災事業債を活用することによって全面改修が可能だということで、これにつきましても今、この2本の事業を今年度予定しております。次に防災対策事業債の概要でございますけれども防災基盤整備事業、それと従来の公共施設等の耐震化事業、自然災害の防止事業ということが対象事業になりますけども、起債の充当率は70%になります。

先ほどの緊急防災は100%ですけど、これは70%。それと後年度の元利償還金の30%が交付税参入ということで、やや緊急防災から見るとあまり使いたくないなということでございます。

ちなみに平成24年度の小規模治山の渡散布地区がこの防災対策事業債を活用して、

事業を実施したところがございます。以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） いま比較を聞きましてこの緊急防災減災事業債というのは大変有利な起債制度だなというふうに思っております。今説明あったようにトレセン等の改修事業でこの制度が適用なったということでもあります。

それで25年度という期限付きであるというこの制度でございますけども、今そのほかに何か考えられている事業というか、特にハード事業なんですけども今考えている、今後申請しようという内容の事業は考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今年度の事業につきましては、今のところこの2本だけを予定しております。来年度事業については、事業計画が出次第それぞれ有利な起債を探していきたいなというふうに考えております。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今年度の25年度の地方債の運用要綱を見ますと、この中でこの緊防債ですね、緊防債は津波浸水想定区域内にある公共施設及び公用施設括弧して庁舎を含むとあります。これも適用の事業であるというふうに書いてあるように思います。

そこでですね、最近回りの住民の方から庁舎は建て替えないのかというご意見を本当にたびたび聞く機会が多くございます。町長は3月議会で6番議員の質問に対し、庁舎の移転は役場庁舎というよりも防災センターとの位置づけで大変重く受け止めていると。しかし簡単なことではないと。どのような方法があるか今後検討していくと答えておられます。今財政課長からご説明あったとおり、大変今有利な起債制度がある今、この時期にこの庁舎の移転を計画し、この制度の適用を受けれるような方向に向かって進むべきではないかな、という取り組みをするべきではないかなと考えますがいかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 庁舎と防災センターをあわせたこの総合庁舎というのですか、この防災センターの総合計画上の位置づけについても、まだ相当後ろに位置づけはされておりますけれども、今後防災対策室の方では地震、津波に特化した津波避難計画というものが近く策定されると思います。この中で先ほど中期、長期ハード事業のお話もございましたけども、それらと現在の町総合計画との位置づけの整合性を図りな

がら、年度的には何年度になるかはっきりしませんけれども、先ほどのこの有利な起債というのが、国としては今年度限りということになってございますので、今後防災センターあるいは役場庁舎もですね、どういう財源があるのか、これらも十分検討しながら、作業を進めてまいりたいなというふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） そうですね、今後こんなに有利な制度ができて来るんだというのであればそれはそれで大変結構なことなんですけれども、次は町長に答弁いただきたいと思っておりますけれども、町長が前回3月議会でおっしゃるその、簡単なことではないとおっしゃるその内容、それとですね私考えるにはその2年前の災害から学ぶことのひとつとして、役場庁舎はですね、役場というか庁舎は、町長がおっしゃるとおり防災センターの位置づけであるべきものではあると思います。しかしながら最初に質問したとおり、私が質問したのは要は、あのハザードマップで示されるような災害、要は被災を受ける可能性があるんだと。それはかなりの確立であるんだという前提の下で、先ほど申したように質問しております。それを考えますとですね、その被災後庁舎は災害対策本部でもなければならぬし、そしてまたその復興、復旧に向けた拠点として職員が一丸となって取り組める拠点としての機能、いろんなライフラインもありますし、電気通信もあります。要はその機能が維持されることが最も大事なことなんじゃないかと考えるんですよ。防災の拠点としてももちろん大事でありますけれども、その後の要するに役場としての機能が保たれるというか、それが庁舎として、役場として機能できることが一番大事なことなんじゃないかなと思うんですよ。その意味で、庁舎が仮にどこに、場所ですよ、移転場所がどこに決まろうと私は賛否両論は常にあると考えます。また、反対する方の声のほうが数とは関係無しに大きく聞こえてくるのもこれまた事実だと思います。その意味で、町長のこの庁舎に対する考え方、間に合うか間に合わないかは別にして、今あるこの有利な起債制度を活用すべき取り組みを早急に進める考えはございませんでしょうかね。

○議長（波岡玄智君） 一般質問中ですがこの際暫時休憩いたします。

大変に重要な将来的な展望を要する課題でありますので、休憩中に十分に協議して、相応しい答弁を期待しております。

この際暫時休憩いたします。

(休憩 午後12時 3分)

(再開 午後13時00分)

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

町長。

○町長（松本博君） 庁舎建設防災センターがらみのご質問にお答えいたしたいと思っておりますけれども、これ復習になるかもしれませんが、一昨年の3・11の災害があつて以降、その段階では私は防災対策が先だと常にいって、そっちが先だといってきました。そのあと、多くの家族、議会の中、会議の中で防災センターとしての位置づけが、役場建設も大事でないかと強い意見も出されました。

その中で、私のほうでは建設、最初はしないといっていましたけれども、建設に向けての検討をしたい旨のお話をさせてもらいました。特に庁舎建設ということで行けば補助金というのは無いわけですから、そんな意味でしっかり建設費用の財源として金額的には5億円くらいは現金が必要じゃないかなという話もさせてもらってきたというふう

に思っているところであります。

これからの発言が、これが問われるのではないかと思いますけれども、まずやはり建設に向けての準備をするといいましたけれども、そういう意味では何時からよということになってきますけれども、今考えているのはできたら短期的にでも、短期的に3年かそれくらいで庁舎建設に向けて、防災センター建設に向けて、庁舎内での検討というのをまずしないといけないんじゃないかと、防災含めて庁舎はどうあるべきか、その高さ、高さといったら場所も含めてくると思いますけれども、その費用そしてまたその財源確保に向けてどういうふうにもっていくかということが議論されるのではないかと思います。先にご質問でありましたけれども緊急防災減災事業債、これは今年度ということ限定されていますから、そういう意味ではこのことについては該当しないと思ひますし、今年だけのものだと思ひしているところであります。

それでもその方向性、どんな規模のものも含めて必要なことをやっぱり防災担当者含めて、検討していきたいというふう

に思っているところであります。

まだ議員先ほどもいわれましたけれども、地域の防災組織もしっかり出来ていない、しっかり作りなさいという発言もありました。そのとおりだと思います。そのことも含めてしっかりわが町の職員の、職員だけの訓練というのもしていませんけれども、そういうことも含めて、職員を中心にまず検討させてもらってその方向性を出した段階で町

民の方々と協議の場、議論の場を持っていただけたらなというふうに思っています。

そこまでしないと具体的に建てるからといったとしても具体的にはなっていないと思います。そういう意味では少し検討させて、なるべく早い時期にその方向性を含めて庁舎内での検討会、検討を積み重ねて行きたいと思っているところであります。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 今、町長の口から短期的にという言葉が出ました。

先ほど防災対策室では2年から3年を短期的な視野と見ていると。ということは庁舎に関してもここ2年、3年を目処に、今年度からでも早速それに向けた取り組みがなされてくるんだらうと、そのように解釈したいと思います。

それを確かめるのは先に置きまして、中期、長期ということで先ほど5年から7年、中期計画で3年から5年、で長期と見て5年から7年、第5期総合計画が終了する年度までを長期的という位置づけで対策を進めて行きたいというお話でございました。

そこでですね、その中期的、長期的な取り組みの内容を室長示されましたけれども、今回これもまた新聞記事なのですけれども、南海トラフの巨大地震の発生確率を地震調査委員会は、今後30から60年以内で70%という驚異的な数字を発表して、それにマグニチュード8以上ですね、その地震が発生する確率が70%というすごい数字が示されました。これを受けて、作業部会が5月31日に最終案を取りまとめて新聞で発表されております。

この中で、地方自治体に対し役場、学校、病院などで津波の危険が大きい施設は計画的な移転をするよう提言されております。

これにはもちろん財源等の裏づけがまったくないものでありまして、ただこういう報告書を発表したからには今後、これらの項目に対しての制度的な、制度ですか、起債制度が出てくる可能性があります。それが出てから始めて計画を練るのでは、これは到底間に合わないのが当たり前の話でありまして、中期的、長期的計画を進めるうえで事前にその計画の中に今後たとえば、霧多布中学校で行くともう築38年ですか、経過して建て替えなきゃならない時期が目の前に来ています。新しいように見えますが、診療所でさえもう20年が経過して多分耐用年数からいっても、もう25年たったらもうそういう検討もしていかなきゃならないと思います。だから、そういうものをこの防災計画の中にはっきり明記しておくことによって、今回のようなこの有利な起債制度が出てき

たときに、すぐ活用できるような体制を構築していくものが必要だと思えます。

そのうえで、先ほど申しましたものほかに、この中期的、長期的な主にハード面の対策というのは現在考えておられますか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） お答えいたします。今おっしゃいました中期、長期の部分ですが、先ほど申し上げた部分とラップする部分がございますが、確かにこれらの部分についても、この段階からおっしゃるとおり計画にある程度カウントをしまして、次期の、今の31年までの部分では先ほど申し上げた部分である程度予算の平準化をしまして、今年の町の総合計画の中で、ローリングなりする考えでおりますが、それらを含めまして今後の今いわれました公共施設、それらについては防災のほうとしましてもカウントせざるを得ないような状況になっているのは現実だと思えますので、しっかりこの辺は中長期的な部分に入れて考えて行きたいと思えます。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 当然そうやって来るのだと思えます。

ただ、我々が知りたいのは、その計画がたとえばいつまで示せますよという段階に行くのか、今後造っていきますというお答えだけでは正直納得できませんので、できれば、たとえば1年後くらいには大まかな計画というのが示していただけるのかどうか。

それと今回とは直接関係ないですけど、先般の新聞で白糠町では全国に先駆けて今回の緊防債かどうか分かりませんが、小中学校の高台移転が実施されるという報道がございました。これの財源措置の内容ですか、これが分かればお教えいただきたいのと、この計画を白糠で立てたのが、そこまで分かるかどうか分かりませんが、1年前にもう計画があったのか、半年前に計画があつてゴーサインがでたのか、そこら辺も分かれば教えていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただ今のご質問にお答えいたします。白糠町の学校の高台移転ですけれども、私ども白糠町の財政担当のほうに先日照会させていただきましたけれども、町議会の説明なんかもまだされていないということで、あまり公表して欲しくないということでございました。ただ、この学校につきましては、相当年数も経過しているということで、一般論で行くと、耐震診断で申し上げますと危険校舎になるということですので、従来の文部科学省の補助、あるいは補助残については過疎債を適用

しての建設になろうかと、そういうふうのうちの方では推察しております。

この学校の高台移転の計画につきましては確認しておりませんでした。以上です。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 先ほど時期についてはいつ頃というお話がありましたけれども、今年度私どもが目標としております、作成しようとしております浜中町津波避難計画というものがございまして。この中に浜中町が津波に対して特化した部分の計画になりますので、これらも含めまして予算の見積等内容の深いものがございましてけれども、これらの内容の中で町の総合計画のローリングと合わせまして、出来ればその中である程度のものをお示しできればなどは考えてございます。

時期ですが、今いいました津波避難計画については年内にはある程度の冊子らしいものにします。それから、方向を作る部分で各海岸地区の町内会さん、自治会長さん程度若しくは三役さん程度にある程度町の方向を定めたものを記入することになりますので、それらが、若干時間がかかるとは思いますけれども、年度内には冊子として発表できるような形にしたいと思っています。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 年内ですか、年度内ですか…（防災対策室長・年度内です。）

わかりました。長期的な計画を立てるといのはなかなか難しい話だと思います。

この長期計画を作るに当たってはですね、先ほど新聞で報道された人口推移、浜中町の人口推移も公表されております。それで、人口問題研究所の試算では、2040年、27年後には10年比の64%、4,166人に浜中町の人口がなるという試算が発表されております。もちろん、これに歯止めをかける施策は、もう取り組んでいかなければならないことですが、この防災計画を作るに当たっては、この辺の推移も計算に入れて作っていくお考えですか。

○議長（波岡玄智君） 防災対策室長。

○防災対策室長（小原康夫君） 今の30年後までという考え方ですが、基本的に先ほどからいっております浜中町第5期総合計画の31年までの部分については、本年度の見直しを持って、ある程度のメニュー等を平準化した予算程度のものを作成しようと思っています。ただ、30年後の部分までの防災計画となりますと、確かに期間は長いものですが、一応防災対策という計画そのものについては、途切れるものは無いと考えておりますので、既設あるいは今あります現有施設等の更新も考えますと、継続的

なものになろうかと思えます。一点だけ少なくなるとすれば、今僕らが保存しております、保存食の部分くらいかなという認識しか現在ございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） そういうこまかい話ではなくて、人口の推移も計算に入れてどうか、考えに入れて、要するにたとえば病院ですね、病院が建て替えの時期になると。

その時に、じゃあどこに造るのがベストなのかということ、津波等の心配も絡めながら進めていかれるのでしょうかという質問であります。いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 総合計画、町の最上位計画であります総合計画を所管しております私のほうから、相対的な考えをお示しさせていただきたいと思えます。

今の総合計画につきましては平成22年度から10カ年の平成31年度までを想定した長期計画となっております。この中でも人口減少というのが大きな課題でありまして、この時の推計では、約5,700人平成31年には5,700人になるだろうと、いう試算をしておりますけれども、総合計画の位置づけとしては6,000人を目標とした将来的なまちづくりを進めようということで、総合計画を策定しておりますけれども、この総合計画の管理あるいは推進をする上で、近い将来を見据えた中で毎年度ローリング、3年毎の見直しをしながらまちづくり計画を管理していくということで進めておりますので、防災対策につきましても今後の公共施設のあり方等におきましてもローリングの都度にどういふふうな対策を講じていくのか、毎年度のローリングの中で検討して行きたいというふうに考えておりますのでご理解願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 一点確認しますけれども、その2030年、31年になることでしょうか、5,700人位と推定されています、人口が。（企画財政課長・平成31年の推計です、計画時の推計。）あ、平成31年ですか、はい、分かりました。

いずれにしてもですね、庁舎の問題含めまして町長の英断なくしては一步も半歩も進まない懸案ばかりかなというふうに考えます。時間も来ますので、その意味で町長にもう一度答弁いただきたいのですけれども、その庁舎に関してだけ伺います。

これは先ほど申しました短期的な視野にたって、早急に取り組んでそれに向けた準備として取り組んでいくという考えで理解してよろしいでしょうか。

それと、もう一点、町長が英断なされてそれをももちろん推進していくためには副町長

以下各課長の後押し、職員の連携というのはこれもう当然不可欠でございます。

その辺の考え方も副町長から答弁いただいて質問終わりたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 副町長の後に町長も立ちますか。はい。

副町長。

○副町長（松本賢君） 我々職員の務めはですね、先ほども職員紹介のおりに申し上げましたが、それぞれの長の執行機関の意向を受けまして、私どもは町長部局なので町長の意向を受けまして、全力をもって町長の方針に沿いながらやる使命をもっておりますので、そういった部分につきましては、今本庁舎のお話でしょうけれども、それらに向けて町長の方向性を汲んでですね、全力を上げて職員ともどもやっていく覚悟でおります。よろしくをお願いします。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 町長として、すごく長い長期的展望にたつというのは総合計画だと思うんですね。町長が作ってやるとすれば、総合計画がひとつの本当に基本計画になると思います。それ以上長い計画というのは、ちょっと町長は作られませんといったらおかしいですけど、そこまでお前責任あるのかといわれる気がするのも事実であります。

そういう意味でしっかりとした総合計画、今は31年までの総合計画に、今まで防災だとかそういうものについては短期的でもローリングの中でまだ入っていませんから、しっかりそれを入れていくということが今私の仕事だと思っています。

これから短期、中長期含めてですね、31年までの総合計画の中にローリングして入れていくと、それに併せて事業を展開していく、それに併せてその事業の準備もしていくというのが、今、課せられた課題だというふうに思っています。

そういう意味で一番最初の質問の中で、庁舎はどうなんだということになりますけれども、そのことを含めて、是非これハードの中になるのかどうか分かりませんが、庁舎建設といえばハードですけど、内部で検討していくというのはソフトになるかも知れませんが、是非ソフト、ハード含めて、町長がいったのではなく、町長含めて皆でちょっと検討しようやという時期に来ているのではないかというふうに思っています。

庁舎建設に関していえば、防災対策含めての庁舎ということになれば、そういうことで位置づけていますから、間違いなく短期的にその方向性を、まず自分たちでこんな方向性を示した庁舎ということで考えて行きたいと思います。

あくまでも短期的だと思っているところであります、以上です。

○議長（波岡玄智君） 田甫議員。

○1番（田甫哲朗君） 又お叱りいただくと申すけれども、その答弁をもらって質問終わるといふふうに再々いわれておりますけれども、今の町長の答弁を受けまして、これを我々なり町民なりにその計画、庁舎移転に関する計画をたとえば一年後には大まかな計画を示していただけるというふうに理解いたしますけれども、よろしいでしょうかそれで。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 先ほどの回答にもつながりますけれども、短期的。これは、短期的といっていますから3年、長くて3年だと思います。そこまでは、いいませんが、そのぐらいの短い段階でしっかり内部で議論させてもらいたいというふうに思っています。これで間違いなく一年後にその事がいえるのかといわれたら、正直なところ自信ありませんけれども、まず災害対策含めてしっかりやって、そのことも含めて検討していきたいと思っています。中身は短期的、長くて3年そういうふうにお答えします。

○議長（波岡玄智君） 8番竹内議員。

○8番（竹内健児君） ひとつ目の問題は貫人、奔幌戸、姉別南、緑栄地区の風力発電建設についてであります。

さる4月4日、貫人この地域に風力発電建設計画説明会が行われました。

建設計画の是非の質問が多数出されたと聞いております。私も厚床の説明会には参加をいたしましたし、また、パブリックコメント、意見公募をされているということもお聞きしました。この地帯は自然や農地、海は誰のものでもないけれども、公共の財産としてあるということがいわれているわけですが、風力発電というのは非常にクリーンな発電だということがいわれています。建設場所は環境や景観、営農に支障のないことが最小限の条件であると私は思います。一度人の手が入ると二度と元の自然には帰らないということですから、これは十分に検討重ねないといけない問題ではないかというふうに思います。

したがって、地域の住民、多くの専門家、あるいは識者、環境保護団体の合意の上で、慎重な選択が求められるというふうに思うわけであります。

以下質問いたしたいと思っております。酪農は環境を基盤とした産業で、持続可能なことが求められます。先般まちづくり課に行っているいろいろこの電力の問題をお話の際に、写真を拝見いたしました。あるところの風力発電の写真が載っていました。

風力発電の下、プロペラの下に牛がたくさん放牧されていました。そういう写真が載っているのです。

これは多分景観を損ねないで牛ものびのびとやっているんだという、そういう感じのする写真でありました。そういう面では安全なんだよということを全面に出したような感じがいたしましたけれども、私はかなり大きな問題があるのではないかなというふうに思いました。けれども今建設を予定されている地域というのは、環境的にもそれから動植物の非常に貴重な資源がある場所だということでもあります。

そういう面で見れば慎重にかからなければならないし、環境との調和の仕組み、それが完全に保障されていくのかなという疑問が持たれます。そういう点でいくつかの問題について具体的にお聞きしたいと思います。パブリックコメントがされておりますけれども、これは最終的にはどういう形で公表されるのか、あるいはそのパブリックコメントを終えて回答は、それぞれの意見を聞いたところに直接回答されるのか。

その回答をどういうふうに捉えて、決定は、認可決定はどこがされるのか、町はこういう形で関与できるのか、その点についてまずお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず初めに、このたびの浜中町の風力発電の建設の計画並びに環境影響評価法について若干触れさせていただきたいと思います。

4月4日に行われた説明会は、環境影響評価法7条2項に基づいて風力発電施設を建設するに当たって大気、水環境、その他の環境、動植物あるいは生態系、景観、廃棄物といった多くの環境影響評価の方法書を作成するに当たって地域住民の意見、さらには縦覧等をして、その意見をもとに環境影響評価方法書というものを作成することになっております。この評価結果に基づいて許認可の関係につきましては、風力発電事業は電気事業法で経済産業省になりますので、経済産業大臣が環境大臣の意見を踏まえ、許認可を出すというふうになっております。

先ほど、環境影響評価法の関係でお話しましたがけれども、現在事業所で計画されているのは2,300キロの風車を10基程度やりたいということをもとに、今回の影響評価をしているところでございます。

一点目の環境と調和の仕組みの問題でございましてけれども、酪農地域整備事業地域に隣接する地域に建設されることへの不安、影響が懸念されることについて、どのような影響があるのか調査するために、このたびの環境影響評価制度がございまして。

調査結果により事業者が事業を実施した結果、環境がどのように変化するかを予測することになります。その事業の影響について地域住民、自治体、環境大臣の意見を聞いて、繰り返しになりますけれども経済産業大臣が勧告をすると。勧告というか、どういふふうな方法で調査をなささいというようなことが勧告ということになります。

これの解決策及び環境との調和の仕組みを保障するために、このたびの環境影響評価法10条に基づいて地元の意見を聞いて、さらには市町村と北海道がそれに対して意見を述べるというような形になっております。パブリックコメントの関係でございますけれども、この方法書の縦覧が3月27日から4月26日までで終了しております。

その後、この方法書に対する意見の回収が5月15日にされております。この意見書に基づいて事業者が15日程度でこの意見に対する見解書、そういうものを作成しまして日程的には近々、本町と北海道の方に意見が提出されるというような運びになっております。次に北海道知事は浜中町長から意見を聞いて、最終的に経済産業大臣の方に意見を提出した後、概ね180日以内に、経済産業大臣が事業者に対して最終的に勧告をします。方法書のやり方について勧告するというふうになっております。

パブリックコメントの回答の公表につきましては、平成26年2月末頃に経済産業省のホームページに掲載されるということになっております。

ですから直接意見のあった方に回答するというようなことは、この法律ではございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 大体分かったのですが、いずれにしても意見書が集約されて、その方法についていろいろ論議されてそして最終的には方法書についての回答をしますと、その際町にもいろいろ意見を聞かれるということですね。その方法書に基づいてアセスがされるということですね。そうしますと、この地帯がどういう地帯であるかというの、パブリックコメントの中でも多分いろいろ出されていると思うんですが、一番気になるのは景観の問題が懇談会、説明会でも出されていると、それから環境問題。特に水鳥の問題だとか、貴重な鳥類であるシマフクロウの生息の問題であるとか、いろいろ出されているのですが、この地帯はラムサール締結というか、登録地帯になっているわけですね。これは、全体で167カ国が加盟して、登録湿地数というのは2,123カ所あるということがいわれていますけれども、霧多布湿原は2005年に登録されたというふうに押さえてよろしいのかどうなのかまず聞きたいということと、国内の登録

湿地、これは48箇所あるといわれています。そのうち道内が13箇所、釧根管内で6箇所といわれている。そのひとつがこの霧多布湿原ということになっているわけですね。

建設を予定されている地域というのが、ちょうど渡り鳥のルートになっているんですね。私が散歩していますと必ず飛んでいくのを良く見かける、そういう風連湖から、散布の沼に向けて飛んでいるのではないかと思われるのですが、そういう貴重なところ、それからいろいろな専門家の方が、シマフクロウの専門家の方がここに何人かおられるんですね。根室にもおりますし。そういう方々の話を聞いたら営巣地もあるのだよと、これは貴重な絶滅種に所属しているので公表はできないけれども、あるというふうなこともお話を聞きました。そういう面で非常に重要な地帯にあると。しかも水鳥だとかそういう貴重な鳥の棲家になっている。特にシマフクロウの場合近親交配が最近進行していると、非常に危ないんだと絶滅危惧種の一番高い、危惧される部類に入っているということなんですね。そういう面でこのラムサール条約の登録地、ここの貴重な景観、これは絶対手を入れてはならないということも、説明会の中で出されていたというふうにも聞かれますが、説明会で出された主な意見というのはどのようなものがありましたかお聞きしたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 4月4日の説明会における意見ということでございますけれども、私もたまたま担当になったばかりということで、文化センターの説明会に係長共々出席をさせていただきました。この時には日本野鳥の会、あるいは自然環境保全する立場の方々、あるいは個人等の方々がいらしておりました。

ただいま議員おっしゃられたとおり、浜中町には大変すばらしい景観あるいは環境があるとこれらを是非守って欲しい、さらには先ほどお話ありましたとおり、この近くには猛禽類の営巣地なのかどうか確認できませんでしたが、近くにある。

さらには水鳥等のコースにもなっているということで、その説明会では即建設に異論があるという意見が多くて、ちょっとこの方法書、調査をするための方法書に対する意見が割と少なかったのかなというふうにも捉えておりますけれども、いずれにいたしましてもこの調査というのは法に定められた事業者が自ら実施する調査でございますので、前段の回答とも一部重複いたしますけれども、この環境に与える影響については大気質や騒音、振動、水質、低質、動植物あるいは生態系等々19項目の調査を実施することになっております。

生息環境の悪化やバードストライクを回避、あるいは低減するための方策というのはあまり確立されていないというふうに伺っておりますけれども、これを少しでも低減する方法とすれば、例えば風車の配列あるいは風車の視認性を高めるブレードの彩色等が考えられますけれども、いずれにいたしましてもこの環境とか景観、あるいは動植物に与える影響、それから飛来コース、これらについてはこの調査の中でしっかり実施してもらって、その後この調査結果、仮に建設するとすればどのような影響があるのかどうか、これらをしっかり見つめた中で検討していかなければならないというふうに考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 建設予定地、ここからシーサイドラインというのが通っていますね。その沿岸というのは非常に景観もいいわけであります。野鳥の会の釧路支部の所の会長さんが意見書を出しているんですけども、その中でこの海岸線というのは道東沿岸湖沼群とって湖と沼それが散在しているという非常に貴重な景観を持っているし、水鳥にとっては非常に大切な場所だというふうに捉えているわけです。そしてシーサイドラインは独特の景観があるんだと。それは何かというとなにもない所なんだと。いわゆる構築物が一切無いと、そういう貴重な景観なんだと。

浜中以外のところから来る人はそれを目当てに来る人が多いんだということをいっておりました。非常に豊かな自然の生態系を持っているんだと、だからいろんな貴重な鳥が生息していると、繁殖していると。あるいは中継基地になっているということがいわれているのですね。霧多布湿原のいろんなそうした湖沼群というのは渡り鳥の移動経路だということもはっきりと捉えられているんですね。これは長い間の調査によって分かってきた内容なんですね。だからこれを貴重な調査だと思いますし、これからやっていく上でも、特に環境というのは一年や二年の調査ではわからないことが多いので、専門家の意見を聞きながら進めていって欲しいんだと、五年あるいは三年という長いスパンで調査を積み上げて判断していかないと駄目なんじゃないでしょうかという意見書なんですね。それは非常に大切だというふうに思います。その中で建設予定位置の近隣2キロ以内に少なくとも五ヶ所の丹頂の営巣地が有ることがひとつと、それから二ヶ所のオジロワシの営巣地が有ると。それからシマフクロウの生息の情報が入ってきていると。このシマフクロウというのはどこどこにシマフクロウがいますよという情報があると、マニアが全部集まって結局その生息地を駄目にする、だから公表しないそれほ

ど貴重なもんだそうです。かなり大きな、羽を広げると2メートル近い大きさになるものですから、アイヌの人たちが神様と崇めたというのは良く分かると思うんですが、そんな所があると。それから丹頂、オオハクチョウこれの群れのフライトコースになっていると。で、シギだとか千鳥、シギというのはオオジシギです、オーストラリアから何千キロを飛んで一番うるさいギャーギャーって急降下している鳥なんでしょうけども、こういう千鳥だとかシギ、これが春と秋に大群で来ると、通過するという所なんです、夜間に。それから草原だとか牧草地では草原性の鳥がたくさんいるということで、春国岱と並んでこの地帯は宝庫になっているということがいわれている。

それから、特に海岸線沿いというのは濃霧が強いから、風力発電のものが何基も建つとバードストライクが心配されるということなんです。この間の説明会でも私聞いたのですけれども、どのぐらいのスピードであれ廻っているのですかといったら、新幹線の速さだそうです。プロペラが三つありますからひとつのプロペラが9.2メートルの直径が有ると、みつつあるのですからざっと計算すると円周がいくらあるか一回廻るのに何秒かかるかということで計算すると、270キロは軽く行くと三枚ありますからその三倍の速さだということになりますと、バードストライクは非常に起きやすい事になっているというような状況だと思います。そこで、

そこの榊町の風車、これはバードストライク有りましたか。

確認されていれば、どういう鳥がいつ有ったか、お知らせ願いますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 今ちょっと年度につきましては確認されておられませんけれども、建設後すぐに榊町の風車でオオワシが一羽、体が三つに切れてバードストライクが有ったということが確認されて新聞報道等でも報道されております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） なかなか新聞でも報道できないような状況があったかと思うんですが、根室でもそういうことが散見されると、根室はもっと風車が多いんでいろいろいわれているんですが、あともうひとつはですねこういう動植物の絶滅危惧種、これが多い地帯でもあるということ、わたしずっと調べてみたんですが、なぜそのバードストライクだとか絶滅危惧種に気をとるのか、気が向くのかということなんです、例えば植物というのは酸素を作り出しますよね。

で、その植物の命は昆虫が花粉を運んでいます。で、動物の死骸が栄養になったりし

て営まれている。つまり地球上にたくさんの種類の生き物がいて、お互いに結びついて生きています。これを生物の多様性だというふうにいわれているんでね。それで動植物が命を存えているということなんです。で、私たちの生きてることとこの動植物の多様性とは密接に結びついているんだ、だから自然環境というのは大切なんだということを書いてあるんですけども、恐竜もびっくりするということで絶滅のスピードは物凄い勢いで今、文明開化といわれているこの時代にもものすごい速さだということなんです。どのくらいの速さかという、約6,500万年前これはマンモスだとかそういう動物が死滅した時期ですね、この時の絶滅した生物の数というのは、その時の数が0.001種だと。西暦1,500年では0.25種類、まだ一種類いかないですよ。1,900年、つい最近です、これは一種類絶滅すると。ところがその75年あと、本当につい最近、これは1,000種類になっていると。そして2,000年では4万種に達するだろうと。絶滅危惧種の数です。こういうふうには自然の破壊が、文明がどんどん進んでいけば進んでいくほど、人間の生活は便利になったかもしれないけれども、絶滅危惧種の数はずなぎ上りになっていると。考えられないほどのスピードだと。南極の氷がどんどん融けていくと。地球温暖化だといわれています。

ある本を見ますと日本の生活水準を全部の世界の人たちが続けたら、もしそこまで達したら地球が2.5個必要だといわれている。

こういう状況なんだと、本当にこれなら分かりやすいなというふうに思うんですが、自然破壊あるいは人間の文明の利用というのはすごい勢いで自然を絶滅に向けているのではないかということを感じております。そういう観点からすれば、風力発電というのは、私は否定するわけでは有りませんが、場所によるんじゃないかなというふうに思います。それでなぜ今現在風力発電だとか再生可能エネルギーの電気が脚光を浴びているか、それはどういうふうにご考へておられますか。ソフトバンクがソーラーで大型のソーラー造るとかいろいろでていますよね。日本中が再生可能エネルギーのオンパレードなんです、なぜこうなったかという背景はどういうふうにご捉えられていますか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） まず一点訂正させていただきたいと思います。先ほど榊町にある風車での事故ですけども、バードストライクなんです、私先ほどオオワシと答えたと思うんですけども、2008年の10月にオジロワシが一匹ぶつかって亡くなったということの記事が掲載されております。それと後段の再生可能エネルギーの関

係でございますけども、私が以前企画の係長を担当しておりました当時は、新エネルギーの開発促進ということで、経済産業省が当時風力発電、あるいは太陽光、バイオガスといったような新エネを活用して行こうということで制度がスタートしたと記憶しております。その後東日本大震災を受けて原発の事故が有って、それ以降なんとか原発を廃止し、そのために自然にやさしい、さらには再生可能なエネルギーを経済産業省、国として、これを推し進めていくということから、各事業者が太陽光あるいは風力発電さらにはバイオガスといった、再生可能エネルギーの推進が図られてきたのだろうと認識しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 具体的にはそういう傾向にあるのでしょうかけども、2012年の7月に売電の料金が、買取の料金ですねこれが、変わったのですね。FITというものだそうですが、いわゆる再生可能エネルギー固定価格買取制度というのが出来た。

それで、今まで去年の10月まで1キロワット時10円だったのが、これが出来て11月からは18.5円から22円に変わったということで、固定価格で買い取るというふうになったのです。で、全部それが集中してきたことがあるんだというふうにいわれているんですね。私、まちづくり課から今度の風力発電の会社の所在地、それから概要、会社概要これをお聞きしたんですが、ホームページ見れば分かりますということでやってみました。やってみましたけども、ひとつの会社、アセスをやる会社は分かったのですが、ほかの実際の風車を設置する会社は良く分からなかったですね。

で、たくさん会社はあるんですね。同じような会社、で、アセスをやる会社は6人、5人か6人の人数しかいないと。で、資本金は1,000万円だと、いうふうな概要が出ているので、まあ電話番号から住所から有ったから、聞いたのと合致しましたからそういう状況だということなのですね。こういう会社が良いか悪いかは別ですよ、この会社が良いか悪いかの問題じゃなくて、こういう形でどんどん北海道の土地、これを求めて入ってきているのではないかなということを強く感じたのですね。

こういう買取制度が出来たから非常に良いわけですがけれども、逆にいったらよく調べかからないと私は大きな問題を抱えるのではないかなというふうに思うのですね。

会社に対するきちんとしたチェックをしていく必要があると思うのですが、その当たりでは技術を持っている風力発電の会社と、今アセスをやる会社、今浜中に来ているところはしっかりとしたチェックはされているのでしょうか、そのあたりまずはお聞き

したいと思います。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 会社の関係の前に、再生エネルギーを推奨する国の方針に伴って、電力の一定程度の買い上げをする、単価を上げて買い取るんだと。そういうことで再生エネルギーを推奨していくんだというようなことで、この買取制度が出来たというふうに私は認識しております。

次にこの会社、風車の建設をする会社なのですが、会社の名前は新エネルギー技術研究所という会社でございます。東京の千代田区でございますけれども、創業は2006年の10月、資本金は1,000万円、従業員は6名ということでございます。

この会社につきましてはすでに日本国内で豊浦風力発電所、これ山口県の下関なのでございますけれども2,000キロを10基、そして静岡県浜松で2,000キロを10基、秋田県では1,800キロを1基、青森県では3ヶ所になりますけれども、ほぼ2,000キロの風車11基ということで、今までに32基の大型風車を稼働しているという会社でございますので、今のところ大丈夫なのかなというふうに私どもは認識しております。さらにこの法に基づき、環境影響評価の調査をする会社につきましてはアズテックという会社で、議員いわれたとおり、資本金1,000万円程度で5名くらいの職員になってはいますが、実際の環境影響評価は、この会社の職員が来て全然知らない土地で調査するというのはまず不可能でございますので、仮に浜中町内でやるとすれば、ほとんど釧路管内、あるいは札幌の地元を十分熟知した業者に委託をして、大気の関係とか鳥類、それぞれの分野を分割して、委託発注して実施していくのかなというふうに考えているところでございます。環境影響評価をやっていますこのアズテックという会社も、日本鳥類保護連盟にも加盟しておりますし、民間では日立パワーソリューション、あるいは日本鋼研、北海道の株式会社ドーコン等々の企業とも取引している会社でございますので、この法律に基づいて十分調査を実施していける会社なのかなと認識しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） どうして会社のことを聞いたかという、今さっきいったように確実に収入が上がると、上げられると見ると東京からどんどん企業が参入してくるということなのですね。遊休地から地代は入るけれども、発電の事業の収益の多くはこの地域に残らないで、素通りをして会社がある東京に持っていかれると、東京に限らず

都市部にね、そういう点で地域の自然を利用した再生可能エネルギーなんだけれども、実際は良いところを、良いとこ取りされていくということになる。

だということがいわれているのですね。これ飯田市の挑戦ということで経済新聞にも載っているようです。で、飯田市の挑戦ということで安井という人が書いた記事があるのですが、ここでもそのところをいっているんですね。自然というのは豊富であるところにやっぱりいろんなエネルギーがあると。で、それを利用するということはその地域の人の合意が無いと、協力が無いとうまく持続できないということだと思っただけです。だから、本当に持続するエネルギー、再生するエネルギーを作っていくというのは、やはりそこに地域の長であり、議会であるだろうと私は思うのです。

その点は忌憚ない意見をどんどん出し合ってね、そしてそれを財産にして、そして町民に還元するということをしなさいといかんのではないかとということから、私は今回の風力発電の問題を取り上げたのです。というのは新聞記事にも載っていますが、すごく儲かっているところもあるのです。それはどういうところかというと、町で風力発電を設置して今回のFITというのができたから、買い取り価格がぐんと上がったと、それで7億の黒字を出したというところもあるのです。室蘭で5千万円くらいだというふうにいわれているのですが、それはちゃんとその地域に還元していくということをやったのです。ところが私は浜中の場合、今予定されている場所というのはたぶんアセスをやったとしても、私は大変な問題を抱えているんじゃないかと、そういう点で自然環境だとか自然景観だとか、動植物の絶滅の問題だとかそういうのを勘案した場合に、私はメリットないんじゃないかというふうに思うのです。一旦入ればこれは私JAの役員の方とお話したのですが、あの大きな物をもう駄目だといって撤去するにはどうするんだと。その保障はあるのかと聞かれたんですね。それはどうなのでしょう、撤去する場合にちゃんと撤去しますよ、自分たちで費用かけて撤去しますよ、という確約がされているのかどうかということをして是非聞いて欲しいといわれた、それはどうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 最終的に寿命が来ると撤去するということになるかと思いますが、まず前段に仮に浜中町に風車を建設するということになれば、東京本社のほうに収益が全部行くのではなくて、当然地元のほうに現地法人を設立することになりますので、メリットの一部なのですけれども、収益が出てくれば当然法人税等の一部収入も出てくるのかなと。それと、これだけの風車ですので償却資産、いわゆる固

定資産税も相当の額が入ってくることになるかなと、メリットとしてはそういうものが多少は考えられます。議員おっしゃられた将来の確約でございますけれども、今現在仮に建設になれば、この業者と北海道電力との間で20年間の買取契約というものがございまして、20年間はなんとか動かしていただくというふうに考えていますし、又さらに将来的にこれが有効だとすれば、当然機械の更新も考えられると思いますけども、最終的にはこの町有地になるのか、民地になるのかこれはちょっとまだ確認されておりませんが、最終的には使わなくなれば事業者自らが撤去するというふうなことになるかと考えております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 今、現地法人を作って対応するんだというお話ははじめて聞いたのですが、町もそういうところで参画するという考え方なんですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） あくまでも企業の営業所というかそういう感覚です。町は一切入りません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうすれば、地代は入ってくると、それがメリットだということですか。地代というのは、私はたいしたものではないというふうに思うのですが、建設のときの構築物ね、これは草地というか農地除外地、ここであれば構築物は建てられるというのが通常の考え方みたいですね。実際にあの地帯はそういう除外地がずっとある。けどすぐ隣接して農地があるというところなんです。所有者もそれぞれ別れていると、いいですか、内地の所有地が結構、あの調度バブルがはじけた頃の所有だと思っておりますが、そういう人たちが持っているのと、地元の何人かが持っておられる。

それから農協の土地もあるし、町の土地もある、それから財務の土地もあるだろうということなのですが、そういう点で現地法人を作るのは企業が作っていくのだろうと、やるほうが作って行くだろうと、それには町としては参画しないよと、ということなんですか。それははっきりしているのですね。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 建設に当たっての町のメリットというかそれにつきましては、土地に関してはまだ民地になるのか町有地になるのか、あるいは売却するのか賃貸になるのか、それらは一切分かりませんのでそれについてはちょっと今後の課題だ

と思いますけれども、現地法人になりますので法人町道民税というのですか、法人税、それと償却資産いわゆる固定資産税が入ってくるということになるとと思いますけれども、町としてはその法人に対して直接参画するということは考えておりません。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、直接町としては関与しないということなんですが、いずれにしましてもこの地域にそういう風力発電を作ると、建設するということについては、やはり町は慎重でなければならんというふうに私は思うのです。それはさっきも縷々いった内容ですけれども、一度手をつけたら元に返らないということです。

そのことをしっかり捉えることと、あの地帯はちょうど羨古丹から、あるいは貫人からどんどん夏場は霧が、濃霧が入ってくる地帯です。そうしますと、渡り鳥のルートでもありますし、バードストライクというのが避けがたいようになってくるのではないのかなというふうに思うし、131メートルの高さといいますから、それが1.3キロの間に5個入ると。まあ260メートルおきに風車が建つと。

もう一ヶ所も同じぐらいに建つわけですが、そういう状況の中で私は非常に大きな問題を抱えるのではないかなと。アセスを是非しっかりとやっていただいて、できればといたしますか、絶対にそういうところには建てるべきではないという主張を私はするのですが、そのあたりでどうのお考えになっているのか、アセスはやるよということで、今止めるわけには行かないということなのかどうか、そのあたりはどうでしょう。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） このアセスに関しましては先ほども前段のほうで一部触れさせていただきましたが、これにつきましては環境影響評価法に基づいて事業者が自ら実施すると、そのことによって建設した場合、どういう環境あるいは景観に負荷を与えるのか、これらを正確に調査、実施するということが基本になっていますので、この調査結果を踏まえた中で、この調査なんですけれども、一年から二年、あるいは三年くらいかかる場合もあるというふうに業者からは伺っておりますけれども、あくまでもこの調査結果を元に、浜中町の環境あるいは景観にどのような影響、あるいは鳥に関してもどういう影響があるのかということをしかりと見極めた上で、将来的な建設の是非について町内あるいは住民の意見も聞きながら、慎重に検討していきたいと考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） この問題の最後に飯田市の市長さんがこういうふうにいっているのです。確かに遊休地から地代は入るが、発電事業の収益の多くは地域を素通りして都市に持っていかれると。地域の自然から得られるエネルギーなのに、良いところ取りされるのではないかと、活用するなら地域との共同事業にして欲しい。そんな思いを実現するために前提となる地域環境権を条例に明記した。というのですね。地域の環境、これは地域の共有財産だということなのですね。だから地域の人々の合意を得てやらなきゃいけないのだということを感じているのです。

私、企業が悪いというふうにとられたら困るのですが、えてして儲け主義に走ると、そういう肝心の環境の問題だとかが放棄されて、後は野となれ山となれということになるようだと見ておく必要があると思うのです。

私は浜中町の塵芥処理場の問題が頭の片隅にありますから、業者に対しては手厳しいチェックをするべきだというふうに思っておりますので、その点は抜かりなく町民の意見をしっかり聞いて、対応していただく。そしてこの自然を本当に誰もが愛でる、そういうものにして欲しいと、それこそ宝だっているというふうに思うのです。

当面の利益じゃないということを感じていただきたいと思いますと思うのですが、最後にそのことについての見解を伺います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今回のアセス調査はそういう環境、多くの課題となっている部分をどう調査していくかという中身だと思います。

その調査をどうするのかというのが今議論されている、これから議論されるというふうに思っております。

議員いわれるように慎重な判断が当然必要だと思っております。いっておきますけども、この風力発電について、町長が頼むから来てくれという話も一切していませんから、勝手にこの会社がここでやりたいということに来て、この調査をやりたいということですから、町としては何もいえませんが、これからその将来に当たる慎重な判断をするために、どういう調査内容になるのか含めて提案していきたいと思っておりますし、当然地域の合意が必要だと思っておりますから、町民の意見をしっかり聞いて、もし建てるのであれば、建てなくても両方とも含めて声を聞いて決めて行きたい、慎重な判断をしていきたいというふうに思っております。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○ 8 番（竹内健児君） あともう一点だけお聞きしておきたいと思います、工事がもし始まって、アセスが終わって許可が降りてそこの建設するということになりますと、かなり工事中にダンプの砂埃だとかいろんな周りの環境が騒音だとかね、そういうところが心配されると。これは説明の時もアセスを担当する会社の人がいっておりました。

かなりの砂埃があがるんだと、そういうのがありますと、そこの地域の建設予定地の生態系が崩れる恐れがあるということ野鳥の研究会の人たちは心配されている。

騒音と埃でね。そういう点も一応念頭に置きながら状況判断を是非慎重にしていきたいというふうに思います。

○議長（波岡玄智君） 町長。

○町長（松本博君） 今のお話は間違いなく出来ると、作られるからというお話ですけども、今私ども思っているのは造る前の話の調査でありますから、その工事中に埃が舞うだとか舞わないだとかそういう話は後の話であって、作ってもいいよという判断した時にそのことが検討されると思います。まだそこまで行ってないと思っていますので、以上であります。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○ 8 番（竹内健児君） 2 番目の問題に移ります。国が政策誘導する地方公務員給与の削減問題について、これは国が 2 0 1 2 年度から 2 年間で国家公務員の給与を平均 7. 8 %削減して地方公務員も同様の削減を 7 月から実施するよう地方自治体に要請しております。実施することになればかなりの影響が懸念されると思うので、以下質問いたします。まず、第一に平成 1 7 年度から 2 4 年度までの浜中町の一般職の平均給与の削減状況はどのように推移していますか。平均給与月額と削減率で示していただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） ただいまのご質問にお答えをさせていただきます。

今議員ご質問あったように、本町においては平成 1 6 年から独自削減をしております。

ご質問の 1 7 年度から 2 4 年度までの一般職の平均給与と削減状況ということでございますので、これから数字を読み上げさせていただきますと思います。

平成 1 7 年度の平均給与につきましては 3 3 万 4 7 0 円、この年は 1 0 %の削減です。1 8 年度 3 3 万 7 8 1 円、この年も 1 0 %の削減をしております。1 9 年度 3 4 万 1, 0 2 5 円この年も 1 0 %の削減をしております。2 0 年度 3 4 万 4, 8 4 5 円、2 0 年

度から、実は国家公務員の給与に対して地方公務員との給与の関係がございまして、いわゆる地域給を導入して本則で給与表を直しております。その地域給による減額が約平均で4.8%ございます。これを含めまして、浜中町としては独自削減と合わせまして10%相当の削減を実施しているところであります。したがって20年度、今申し上げましたように34万4,845円、地域給の削減率を含めまして10%の削減率であります。21年度34万8,288円、この年も地域給の削減率を含めまして10%の削減をしております。22年度、35万5,197円、23年度36万4,927円、24年度35万1,078円、22年度からは独自削減はしてございません。以上でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 17年度といったのは私、あの再建プランがこの17年度から始まったかというふうに思ったものですから。16年度からということですねこれ。16年度はなんぼになります、5%、これ、道の職員の給与削減もされて妥結したということなのですが、8.1%から7.1%で落ち着いたということですか。妥結したということですね。削減の人員費額は110億円のもの、70億円に圧縮されたということ。このほかに期末勤勉手当なんかもあるのですが、浜中町の場合は、それはどうなっていますか。入っていますかこの中に、入ってないですね。人員の削減数も分かりましたらお答え願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 先ほど申し上げました17年度からの平均給与額には手当関係も含まれた数字でございます。また職員数の関係でございますけれども、いわゆる一般会計で支出されている職員数、このそもそも削減率あるいは独自削減が、平成15年度をベースにして、そこからスタートしておりますので、実際に削減したのは先ほど申し上げたように16年度から実施しています。

平成15年度の職員数、一般会計の職員数は185名でした。16年度には181名、17年度には174名、18年度には171名、19年度は166名、20年度には160名、21年度には157名、22年度、23年度は155名、24年度159名で、ここで若干4名ほど増えています。25年度は聞かれていませんが、25年度で156名おります。この基本となる平成15年度をベースにして、25年度、今年度ですけれども、職員数については29名の削減となっております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと、独自削減はトータルでどのくらいになりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 独自削減のトータルの%ですけども、先ほど申し上げたように初年度の16年度だけ5%です。後の5年間は地域給導入の額を含めて10%相当やっていますので、5年間の平均で10%弱ちょっと切れるくらいですか、なるろうかと思えます。平均で17年から21年まで5年間は平均で10%をやっていますので、トータル10%、これは足し算で50%とはなりませんので、平均で10%やっているということをご理解願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますとね、2012年度のラスパイレス指数というのはいくらになりますか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 106.6でございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） それでいきますと、今国が求めて設定している削減、これは浜中の場合は実施するということになるのですか、ならないのですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 国が24、25年の2年度で7.8%の削減と、地方もそれに見合っただやってくださいというお話をいただいていますけども、昨日、今日の新聞等々でも道職員あるいは管内の町村含めて、一部報道がなされています。事前に北海道からの調査を受けた段階で、現時点では浜中町として過去の独自削減の経過を踏まえて、今6月定例会に給与改定の条例を出す予定はございませんという報告をさせていただいております。ただ今後、他町村の例を見ながら、又国の動向等を考慮しながら、今後については又、今の段階です、やらないとはもうしあげられませんが、そういった意味も、含めてさらに状況判断をしていかなければならないなというふうに今思っているところであります。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） もし削減するとしたら、どのくらいの額になりますでしょうか、総額で。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） もし削減するならば、というご質問でございましたけれども、国のいう7.8%でやるか、あるいはもうひとつの考え方として国が7.8%した後と、現在の各町村との給与比較で、浜中町の場合はラスが106.6、これ国が減額しなければ98.2%だったかな、ラスパイレス100を下回っていますので、こういう議論にはならないのかなという気がしますけども、もしやらなければならないという状況になった時には7.8やるかあるいは今現在国を超えている6.6%の部分をやるか含めて、当然内部での調整が必要になってくると。今時点でいくらやるとか、いくらになるとかいう資料は持ち合わせておりませんのでご理解いただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 道も決まり、白糖も決まってきた、それぞれの町村で削減幅は大きく違うわけです。それはそれぞれの自治体の事情でそういうふうになるんだと思いますが、私が不思議に思うのは本来やはり人件費の部分というのは国がといますか、独自に地方自治体で決めるものではないかと、それが従来のやり方だったと思うんですが、今回は変わってきているということなんです、そのあたりはどういうふうに見えられているのか。たとえば、地方6団体は抗議していますね、おかしいと。そういう関係から見て町としてはどういうふうな考え方をされているのか、それから組合があると思うのですが、組合との折衝は今現在どうなっているのか、そのあたりはどうですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 確かに議員質問されるように、職員の給与というのはそれぞれの自治体が決めるべきものと。また地方公務員の給与の決定でございますけれども、これは地方公務員法に定められておまして、職員の給与は生計費、並びに国及び他の地方公共団体の職員並びに民間事業従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならないと規定されておりますが、これは多くの自治体、ほとんどがそうだと思うのですが、独自の給料表を作成しておりませんので、一般的に国の給料表に準じているというのが実態であります。確かに国の給料表を準用しておりますが、絶対従わなければならないということにはなりませんので、これはあくまでも自治体の首長さんの判断によるものだというふうに思っております。

先ほど述べたように、浜中町として今般この6月定例会に給与改定については提案す

る計画がございませんでしたので、職員組合のほうにも削減云々の提案はしておりません。したがってこの件につきましては、職員組合との交渉などには至っておりません。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） 現在のところ削減考えはないのか、それとも周りの状況をみてこれから考えるというのか、それはどっちなのですか。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） 実は先月釧路管内の総務協議会という総務課長の集まる会議があるのですが、この中でも管内的な対応についてとか、いろいろ協議をしたところでもあります。今日新聞報道にもあったように白糠町さんがやられましたけれども、当時その会議の中では釧路管内としては、今回の改訂はしたくないというのがその時の状況でした。その間若干変化したところもあったかと思うのですけれども、浜中といたしましてもそういう管内の状況を踏まえながら、それと併せまして道の各自治体の意向調査みたいなものもございまして、その中の状況も判断させていただいて、今回浜中としては条例改正はしたくない。また道が新聞で報道されているとおり、組合と北海道で妥結しましたし、当初の削減率を若干下回って妥結したみたいですが、それを受けてほかの自治体さんでも今後動きがあるかもわかりません。そういった状況を踏まえてなんらかの検討をしなければならない時期があるのかなということは予想されますけれども、現時点では今申し上げたように、削減する予定はないということでお答えさせていただきたいと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと私はこれだけ独自削減をしていますということなので、国がそういうことを求めるのは法の根拠からいったらおかしいのではないかといいことをずっと思っているのですが、いずれにしても地方6団体の抗議と反対の意見とあるわけですから、そういう点ではめげずに貫き通してもらいたいと思うのですけれども、仮にたとえそれをやらないことによって、国からのペナルティみたいなものがあるのかどうなのか。これを見ますと加算ね、自主的な削減を大幅にやったところは加算があるよというようなことをいっているのですね。3000億円の総予算の中で対応するよというようなことを、ちらっといっているのですが、それはどういうことなんですか。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまのご質問にお答えいたします。削減というか、地方交付税の関係になろうかと思えます。議員前段お話のありました、今年度本町における交付税の削減額ですけれども、今のところ、4,738万7,000円が削減されるだろうと試算しております。プラスアルファがあるんじゃないかということのお話ですけれども、これにつきましては、地方公務員の給与削減額、全国で8500億円のうち、地域の元気作り事業費ということで、3000億円が配分されます。この3000億円というのが、過去にそれぞれの市町村が独自に給与の削減、あるいは人員の削減をしっかりとやった市町村に対して配分されるということで、今のところ本町としては、1650万円程度が交付税に元気作り事業費ということで参入されるのかなというふうにご考えているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） そうしますと加算の根拠になる部分ですが、平成5年から平成9年の5年間の平均、これを平均の額ですかね、削減率ですか、それからもうひとつは平成20年から24年の5年間、これの平均ですね、これを見て、削減率を見て加算するかどうかを決めるというようなことがいわれているのですが、浜中ではこれはどういう数字になるのでしょうか。そういった根拠があって今いった1650万円というのが出て来ている数字なのですか。よくわからないのですが、そこが…。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） ただいまの数字の基礎でございますけれども、全国の職員数がピークであった5年、議員おっしゃられた平成5年から平成9年ということでございます。これの平均の職員数と平成20年から24年の平均職員数による削減率に応じて割り増しを算定するというので、今のところ市町村では平均削減率が16.1%ということで、これに対する割り増しということになっているのだろうと判断しているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

○8番（竹内健児君） これはそうしたら職員数の値ということですか、それを基礎にしていると。それから削減、金額の削減率じゃないということですね。職員の人数の削減率を参考にしていると、加算の関係は。ということですか。両方、金額も含めてね。白糖の例をいいますと、白糖は平均4%の削減で妥結したということですが、これは部

長だとか課長だとかいろんな級がありますよね。それぞれ違う削減%ですが、平均で4%ということがいわれております。これ実質的な削減率というのは浜中の場合はいくらになるというのは出ないのですか。例えば実質的にやった削減率というのは5年間で出ないの。例えば5年間で何%削減しましたと、平均で、それは出ないのですか。

国の場合は7.8%削減したというのでしょ、浜中町としては何%削減したか。(総務課長:10%です。)はい、10%ですか。それは7.8%より多いですよ、そうですね、そういうことになりますね。国のほうは2年間で7.8%でしょ。それで7.8%下げたものを国のほうはラスパイレス100として比べて、12年度といたしますか、実質的削減したラスパイレスがいったい、いくらになるかというのは出るのですか。それが100より下がるのか上がるのかという点では。

○議長(波岡玄智君) 総務課長。

○総務課長(箱石憲博君) 平成24年度のラスパイレス指数が浜中106.6と先ほど申し上げたのですけれども、これは、国が7.8%を減額した給与と浜中の給与を比べて浜中が106.6、もし国が減額しなければ、浜中とのラスパイレス指数は確か98.2だと思います。ですから、国よりぐっと下回るということになります。以上です。

○議長(波岡玄智君) 竹内議員。

○8番(竹内健児君) そういうことになると、削減する必要はないという判断ですか。いや、重要なことだと思うんだよね、そういうこといっているんだから。国がやった7.8%の削減でそれを100としてラスパイレス、そして比べてね、浜中のほうが上がっているのか下がっているのかと。上がっていればこれは縮めなさいというのが国の要請なんでしょ今。下がっていればねやる必要はないのでしょ。そういうことにならないですか。行政ですからね。

○議長(波岡玄智君) 副町長。

○副町長(松本賢君) 今課長、何度も説明していますけれども、本来であれば給与法案、臨時特例でいってるんです国は。ベースは元の人事院勧告ですよ。それでそれに比べて7.8なのです。それは今国がやろうとしていることで、去年と今年でやります。

で、比較しているのは落とした7.8減額後の数字を我々に当てはめますので、それまでは減額しないままにラスパイレス整理しまして、なるだけ100で収めるという行為を昔からやってきました。それで、100を割るのですが、7.8をベースにしますとラスパイレスは106.数%になるということですので。

で、今のラスパイレスは国を低くして100以上に我々なっているんですが、今後これ2年の時限立法で分かりませんが、国が本来の国家公務員の給与法の適用を受けるとすれば、国は上がるということ、上がればうちは妥当な数値になるということです。

今国は7.8%減額したので、地方公務員は国家公務員に見習ってという法的拘束はないです。ということがありますので、総務省は各地方公共団体に協力の要請をしてくれています。それに対して6団体が給与は我々が決めることで、国が政策誘導するものではないと、地方の主権にかかるような議論はありますがいずれにしても、国が今年間7.8%です。今までは7.8%じゃない部分で比較しました。したがって7.8%と比較した場合にうちが上がったと。それで、ラスを100に下げるか、そういう問題があります。ラスパイレスは国に準拠しなさいということであれば、同じようにすることですから国と同じように7.8%の減額要請が来ています。それを今頭から地財計画の中でさっき申し上げましたが、もう減額されています。それに対して過去の、今議論になりましたが、町村が今までやってきた給与の減額ですとか、あるいは定数の問題ですか、それらを反映してプラス要因、減額は決まっていると。差引いて3000万円ですね、とりあえず今3000万円、国が削ってきていまして、それで今までの過去の努力を見てもらって、差引き3000万円です。ですから国が減額した影響というのはマイナス3000万円ですね。以上です。

○議長（波岡玄智君） 企画財政課長。

○企画財政課長（野崎好春君） 議員おっしゃられました交付税の削減にプラス要因がということで、先ほど過去の人件費あるいは人数を削減したことによるプラス要因が1600万円程度、さらには前段の一般質問でございましたけれども、この公務員の給与削減分の一部を緊急防災減災債という財源に充てると。これについては幸いといえば何ですが、避難道路、1千700万円程度ですけれども、当初一般財源でしか予算計上できませんでしたが、これの恩恵を受けて、これを緊急防災減災債ということで受けますので、これで70%くらいの交付税参入、さらには茶内のトレーニングセンター、これも1千万円程度の起債が見込まれますので、その2つの数字の70%、約2000万円くらいが、新たに交付税参入される見込みということになっていきますので、相対的に計算すると1000万円程度が、給与削減の影響額になるのかなと、交付税でいえばそういう計算をしているところでございます。

○議長（波岡玄智君） 竹内議員。

持ち時間後3分、2分強ですから、そろそろまとめてください。

○8番（竹内健児君） 避難道とかね、そういうのに臨時交付金を充てるという意味ですか。地域の、そうでない。国の3000億円の一部を充てるということでしょ。

その分交付税に参入されるということでしょ…、金額が…違うのですか…

○議長（波岡玄智君） 会議を一時中止します。

○8番（竹内健児君） 最後になると思うのですが、ひとつは私ずっといってるのですが、地方6団体の考え方は、自治体が自主的に決める公務員給与への国の介入は、自治の根本に抵触、国が政策誘導に利用することは許されないことで反対して抗議しているという状況があるわけです。ところが、実際に進んでいるのは、どんどんその…

○議長（波岡玄智君） 竹内議員時間を厳守してください。お願いしますね、もう時間ありませんから。

○8番（竹内健児君） 絶対にしたが大変ななければならないものなのかどうなのかという点では、どういう法的根拠があるのですか。もし、それが強要されたとしたらだよ、あくまでも国のほうは要望しているということで逃げているんですけども。

○議長（波岡玄智君） 総務課長。

○総務課長（箱石憲博君） まったく法的根拠はございません。以上です。

○議長（波岡玄智君） この際、暫時休憩いたします。

（休憩 午後 3時00分）

（再開 午後 3時30分）

○議長（波岡玄智君） 休憩前に引き続き一般質問を続けます。

次の通告者、10番加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 2点について質問したいと思いますが、まず浜中町財政プラン実施9年目、小学校の統廃合が急ピッチで進められてきましたが、現時点での評価はどうでしょうか。平成17年財政再建プランが設定されて9年目となります。小学校12校から4校に、中学校5校から3校に統廃合する計画でありました。私はこのプラン設定のときから、この統廃合には大きな疑念を抱いていたものですが、この統廃合プランを設置したこと自体間違いではなかったのかということで以下質問します。

まず初めに、学校統廃合は浜中町がこのような計画を立てたことから急速に進んだように思います。私はこういう計画は出たけれども、小規模校の地域や父母はこれを拒否

するだろうというふうに、自分の現場にいた経験上からそう思っていたんですけども、予想以上にこの計画に沿った形で進んだように思います。

それで最初に質問したいのですが、このように統廃合する計画に至ったのはどのような理由から統廃合に至ったのか、幾つか理由があるかと思うのですが、その点ひとつひとつ、ふたつみつ統廃合の理由ですね、挙げていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） ご質問にお答えします。

教育委員会で平成17年12月に策定しました、小中学校の適正配置にかかわる基本方針含めてまず、地域、学校さらには子供たちを取り巻く近年の社会情勢の変化に対応するために、教育委員会としては、いかなる社会にあっても逞しく生き抜く力を育てていくために、義務教育の現状に鑑みまして、統廃合が進む地域の理解のもとに進んでいると考えております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私が聞いたのは、統廃合に至った理由は何ですかということを知りたいです。理由が述べられていませんのでお願いします。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） ただ今のご質問でありますけれども、統廃合に至った理由ということで、まず、財政再建プランが平成17年度に策定をいたしまして、民間の策定委員10名によって当時まさに浜中町の財政は背水の陣というか後が無いと、そういった状況の中でいろんな取り組みをいたしました。

当時は三位一体改革という部分で交付税の削減、補助金の関係、税源委譲の関係と。

そういった中でいろんな財政の再建に向けて、その中で学校の統廃合の部分についても議論がされました。ただ、学校統廃合するイコール財政再建にはならない。

というのは、学校があったほうがむしろ交付税上の算定では有利なわけですし、学校があることによって交付税の財源が確保されると。

しかし、別な視点で、別な観点でもって、当時小学校12校ありました。

このまま児童が減少していくとそういった中でいろんな教育効果、そういったことを期待する面において、むしろ学校は大きく統合したほうが良いと、そういった形で持って平成17年の中で、12校あった小学校を将来4校にすべきだと、そういった形がまずスタートになっています。

それで、先ほど課長申し上げました平成17年12月に教育委員会としての基本方針を定めて、その中で小学校については16人を下回る、あるいは中学校において複式を組まなければならない部分については、地域の理解を得ながら統合して行こうと、そういう形がスタートであります。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今教育長から答弁がありましたけれども、12校を4校に減らす、で、減らす部分については財政的には今教育長が述べられたように、減らすことによって財政が苦しくなるということではなくて、交付税は減じられず、需要費を差し引いても、お金は一般財源として残るんだというようなことで、かえって廃校にすることによって1校当たり1000万円の交付税が減らされるというような状況で、これは関係無いんだと、ただ少人数になってくるので、16人でひとつの学校にしたほうがいいのじゃないかと、それ以下の学校では、教育効果が上がらないのではないかというふうに今いわれましたが、私は平成17年の小学校は児童数が16人というのはスタッフが満度に揃えられると、校長、教頭、一般教諭それから事務、保健の養護の先生。

で、それらのスタッフが揃うので、十分な教育がなされるだろうといわれましたが、この北海道におけるへき地教育で、10人以下の学校というのは沢山あったんですよ。

そういう人数が揃わなくても十分学校というのは成り立っていた。

教育委員会はこの規格といいますか、そういうところを目指してやったということなのですが、私としてはそれを基準にして16人以下の小学校は廃校、統廃合にすべきだっていう、そういう判断は正しくないというふうに思っています。

それは今いったように小規模校というのは沢山あったんですよ。

そういう中で子供たちの教育というのは営々と営まれてきた、何の問題もなくですね、10人であったり、8人であったりしてです。

それで、8人や10人のところを16人以下とするっていうことは、どういう教育効果が期待されて、なったんですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） まず最近の子供たちを取り巻く環境について少し述べさせていただきます。

昨今の子供たちを取り巻く社会環境につきましては、少子高齢化の進行など、国際化や地域の教育力の変化など、大きく変化してきております。

これからの子供たちの教育環境を考えると、人とかかわる人間力の育成が大事になってくると考えております。

こうした生きる力を育てるためには、必要な意欲や思考力さらには判断力、実践力など様々な集団による教育的な体験や、問題解決などの学習の積み重ねによって培われるものと考えられることから、多くの人数の中で沢山の経験をしながら、子供たちが育っていく環境が大事なかと考えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 多くの生徒の環境の中で生活するあるいは勉強する、そういうことが子供たちの成績を向上させる上で効果が有るのじゃないかと、いうことを今いわれましたが、私はそんなふうに思っていない。

学校では先生がいて、子供達がいて教育に携わるわけですけども、少人数の学校であればその子供のことを丸ごと教師がおさえて、そして基礎的な学力、読み書き、計算、それから読書、絵を描くすべての教科の面において、目の届く範囲で十分な教育がなされてきたと思います。

さらに大人数でということになれば、それは大きな人数でやることによって勉強の仕方もまた違うでしょう。しかしながら、地域の学校としてある場合に子供がどんな環境で育つかといたら、子供の育つ環境はまず家庭で育てられるということですよ。

学校で育てられる、地域で育てられる。子供の数は少ないけれども、家庭教育というのも、学校教育というのも、地域の教育っていうのも子供が小さければ小さいほど、少人数で自分の手元においてしっかり育てる。これっていうのは、人数の少ないほうがいいというわけではないけれども、人数少なくてもしっかり力を付けることができると、私はそういう考えがあります。よく知徳体というのが、三位一体で教育するって。

知識の部分では学校で教科書にしたがって一生懸命勉強する、道徳の徳も家庭や学校、地域で育てられる。体については、少人数の学校であっても、それなりに走るや、投げるや、飛ぶなど基礎的な体力をしっかりつけることも出来る。

そしてまた、へき地の学校においては、登下校に4キロ、6キロ、8キロ長い距離をずっと歩いて登下校する。これだけでもすごい体力が付いて、中学校で駅伝大会やマラソン大会やると、小さな学校から出てきた子供たちがすごく早いんですよ。

いつもおとなしいと思っている子が、走り始めたら長距離をすごく走るとか、そういう子供たちを沢山見てきたんですが、小さければ小さいなりにその子の個性をしっかり

伸ばすことができる、こういう点では私は16人の児童、生徒がいて先生たちがきちっと揃っているって、これは理想ではありますけれども、だからといって統廃合に進めてその地域の学校を無くすということは、私はちょっと考え方が早すぎるのではないかなど、それが統廃合に通じるような理由にはならないなど、そんなふうに思うんですが、統合したメリットというのはどのように考えますか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長

○指導室長（佐藤研二君） 統廃合の子供たちにとってどのような面が良かったのか、悪かったのか、教育的見地からどのように評価しているかということについて、お答えいたします。

初めに閉校後の子供たちの教育的効果につきましては、多くの専門家によって実態研究がなされておりますが、結論として客観的、一般的な傾向を見出すことは非常に難しいという結論が出されております。

その理由といたしましては議員さんご理解していらっしゃる通り、教育指導の領域や内容が多岐に亘りまして、すべての側面についてデータを蓄積するのは不可能であるからです。したがって私のほうからは、平成21年3月末以降に閉校した学校、5校の児童が統合後、一学期を過ごした後で教育委員会としてアンケートをとりました結果について、報告させていただきます。

5校のアンケート結果で共通しているものは児童の社会性についてです。

児童のほとんどの保護者は、我が子の社会性が高まったというふうに回答しております。また、児童もまた児童との交流の輪が広がったとの回答を得ております。

結果として子供たちに多様な考え方や解決方法に触れる機会が多くなり、社会性が高まる場面が増えていったということが考えられます。

また、同時にアンケートの中で全体的に、保護者の8割の方が統合してよかったというふうに答えております。

したがって、知徳体のバランスの取れた力をはぐくむ教育活動に付きましては、保護者も満足している結果が伺えます。

ただし、今8割といいましたとおり、すべてのご家庭が満足している結果ではございません。少子化がより一層進行しまして、統合先の学校におきましても、残念ながら複式学級が解消されないという結果も生じております。

大きな集団の中で活動を展開することができず、放課後の少年団等の組織も運営が難

しいという面があります。ただ、こうした課題の解決に向けて、各学校では教育委員会と連携しながら、工夫した取り組みがなされているということをご理解ください。

以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今指導室長が社会性のことについていわれましたが、私はたぶん子供たちは小さな学校から大きな学校に行ってそれは喜ぶでしょう。友達も増えるし、それは喜ぶと思うのですが、それを称して私は社会性が育ったといえないと思います。それから小規模校の学習が良かったのか、大規模校の学校に行ったら学習が上がったのか、それはなかなか図られるものではないというのも、私はそうだと思います。

ただしかし、子供たちの勉強の様子をしっかりと捉えられるのは、小規模校の先生たちが、目が行き届きますからそれは良く届くと思います。

それから社会性についてですけれども、私は小規模校の学校でこそ十分に社会性を育てることがまず大事ではないのかなと。これは私の経験上の話ですけれども、家庭でしっかりと朝起きてから寝るまで、農家や漁家であれば自分のうちの仕事もちゃんと手伝わせて、帰ってからも仕事を手伝ってそして一日が終えるというような家庭生活ですね。それから地域での生活なんかでも、地域でのお祭りや地域での合同運動会や、人が生まれたあるいは小学校に入学したお祝いだ、なんだかんだって地域の人たちが子供たちに本当に、家族同様に係わり合いを持っていくというようなところでは、その社会性という点で、家庭でも学校でも地域でも、社会性を十分育てられるものだと思います。

例えば小学校、小さいところでなくても、中規模校ですね。この辺でいえば霧多布小学校や霧多布中学校、まあ2クラスあったり3クラスあったりするわけですけれども、そういう規模の学校でも、義務制の段階では学校や地域や家庭で社会性は培われていくもので、規模が大きいからとか小さいからということじゃなくて、大事なことは家庭で子供をどう育てるか、学校で子供をどう育てるか、地域で子供をどう育てるかっていうのが基本だと思うんですね。そういう点では、僕はあわてて子供たちに社会性を云々するそういうものではないと思います。義務制という中で、卒業の時には社会に出て、立派に活躍できるような基礎的な力をつけてやるって、これが私は社会性を育てるっていうことでは、義務制の学校終えてからでもいいのじゃないかという考えです。

例えば中学校を出て俺は働くって。漁師になって、もう勉強もいやだし漁師で働くって。5月になって鮭鱒にすぐ乗って昆布採りやって冬には羅臼に出稼ぎに行く。稼いで、

稼いで、稼いでお前どうしてそんなに稼ぐんだっていったら、俺は学校に進んだやつらには負けたくないって。3年過ぎてみんな就職したときに、俺は一人前の漁師になっていたいんだって。そういう面では中学校を卒業して仕事にすぐ付くなんていうのも、私が霧多布中学校に来た当初、一割は男性も女性も含めて、中学校で降りて家業に従事するっていう子供たちがおりました。それこそ中学卒業して即社会に巣立っていくという。その社会に巣立っていく時に、高校進学を選ぶか、将来大学を選ぶか、仕事に行くかって、ここの一線は自分が、卒業生自身が決めることであってね、我々の義務制の学校の教師たちは15歳の子供たちをどうやって社会に送り出すんだというところの基礎的な力を付けてやるのが一番大切なことであってね、統廃合で社会性を付けてやる、これで私は本当に基礎的な学力を付けてやるっていう点では、ちょっとマイナスの部分が、私が今いったことからすればマイナスの部分があったのではないかなとそんなふうに思うんです。で、社会性というのはいやが上でも、義務制の学校を降りた段階で社会に皆巣立っていくわけですから、そこで社会と戦いながら生きていくんですよ。

その基礎的な力を付けるという点では、何も統廃合しなくても自信を持って子供たちを地域の子供として、あるいは地域の中学生として地域で育てていくということがとっても大事だし、そのことが、今まで地域の学校を大切に育ててきた親たちの願いではなかったのかなと、そんなふうに思うんですね。

先ほど管理課長が社会情勢も変わったので、ということがありましたけれども、最近驚いたのは、私は地域の父母や爺ちゃん婆ちゃんが、学校の統廃合に絶対反対だろうと思っていたんですが、最近よくよく見たら親たちが率先して統合のほうに進めていくという事態が起きていますが、これはどういう理由から親たちがそういう方向に進んでいるんですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 統廃合に関してであります。議員先ほど申し上げたとおり、子供たちも成長にあっては地域力、家庭での教育、学校での教育等が大事かなと私も思っております。ただ、この中で今、地域力の関係が昔とは様々に変化していると思います。というのは、酪農でいいますと、新規就農者の方々が地域に多く入ってきておりますし、地域の中でも昔はお爺ちゃんお婆ちゃんがいて、若い世代がいて子供方がいたという図式があったかなと思いますけれども、今はそのような家庭が少なくなっているのかなと思います。いろいろな方々が浜中町の地域の中に入ってきておりますし、地

域の中の教育力も、昔とは違っていろいろな面で変化していることが、このような統合に向かったの意見を進めるような形になっているのかと思っていますので、ご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は新規就農者がなぜ浜中町のしかも酪農を目指してやってきたのか、その辺のところを見れば、脱サラで農業もやってみたいとかね、農村思考で私は来られた人が多いのではないかなと思うんです。ただ、学校に関しては小規模な学校で学んだほうが、家族をちょっと増やした程度の学校で学ぶことになるし、すぐそばに家庭的な雰囲気のある学校があることによって、プラスじゃないかなって喜んでその学校を大事にするのではないかなと思うのですが、工藤課長の話によればそうではないというようなことをいわれるんですが、ただ教育委員会の立場として浜中町の学校というのは、地域とともにあったんだから地域の学校として、地域の学校で生活してもらいたいというそういう説得といいますか、ここから学校をなくしたら大きな損だみたいな形で、私はそういうスタンスで進めるべきではなかったのかなと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 地域の学校の統合に当たっては、教育委員会としては地域と、教育委員会として主導して、人数が少なくなったから統合してはどうですかというような投げかけはしておりません。

あくまでも地域、保護者等が教育委員会のほうに申し出があった中での統合に進んでいるものと考えております。教育委員会としても、へき地の子供たちの教育に当たっては日々努力されている先生方のお陰でいろんな成果が出ておりますので、この点からもへき地教育を否定するものではありません。ただいろんな教育効果がありますし、教育委員会としては進んで統廃合を進めているとは思っていませんので、ご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 次に地域の学校ということで、漁村でいえば漁師の子供たち、農村でいえば酪農の子どもたちですよね。で、その子供たちが最近家の手伝いをしなくなった。で、昆布採りの舟にも乗っていく子があっちにひとり、こっちにひとり、ぼつらぼつらしか乗って行ってない。それから酪農にしても牛舎に行ってる子供の姿を私は見ていない。しかし、その親たちは皆家の仕事に従事して、親と一緒に小さいときから

仕事に従事して、知らず知らずのうちに酪農や昆布採りに自信を持って、俺は卒業したら昆布採りやるんだとか、あるいは日本一の酪農家になるんだって夢を語るようなそういう状況というのは有りました。

今そのようなことが無いように思うのですが、そういうような親の仕事を手伝ったりするっていうことは、学校教育の中であまり重視されていないのでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長

○指導室長（佐藤研二君） 今、学校教育の中で家の手伝い等のことについて重視されているかいないかというご質問について、お答えします。

各学校では、家の手伝い等については非常に大事な活動であるということで、各学校の先生方をはじめ、子供たちにはそういう話もしておりますし、ご家庭にも出来るだけ家のお手伝いをするよう話をしております。ただし、実態としましてなかなかご家庭のほうで今子供たちに率先してそれをさせようという、昔と違いまして経済的にもそういう面からも特に子供たちにさせていくというような状況には無いと思います。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 酪農は最近行ってないのでご無沙汰していますけれども、漁業でいえば小学校、中学校で舟に乗って、漁に親と一緒にっていく。そういうことをして初めて皆漁師になっていくんですね。私が霧中にいた当時は、男子の半数は舟乗って、昆布採りやって、帰ってきたら漁のことを教室で話しています。

おまえ、また寝てたべって。おまえだら毎日寝ているもなあって。

酔って昆布採りしないで寝ているって、そういう子もだんだんだんだん慣れてくれば、黙っていてもそんなこといわれないでね、3年生くらいになれば自分で舵もって一緒に出るというような、そういうところまで行って、その子供たちが皆自分たちの家の後継者として後取をしてですね、沖合漁業の今はもう船頭をやっている卒業生もいっぱいいるわけでね。で、こういう地域では一次産業の後継者を作るっていうことでは、若い頃から本当に率先して子供を褒めてやって、少しでも家の助けになるような、少しでも将来漁師になるための力を蓄えておくというような指導というのは、僕は大切だと思うんです。そういう意味では、学校の教師も地域に入って行って、自分の受け持っている子供たちが、どんな生活をしているかっていうことを体験することだって、大事だなんて思うんですね。昔の教職員は農家にも援農に行ったり、ビートやルタバカやそういうものを苗をずっとね、100メートルもずっと這って行って植えるだとかね、そういう援

農活動も教師が先頭になってやったり、こちらの浜では昆布干しにクラス全員に30日出たら30軒廻って歩いて、子供たちがどんなことで、家でどういう位置にあるかっていうことを見る上でも、家庭訪問するとか、昆布干しに行くとか、子供を知る上でとっても大事なそういう話なのです。ところが今どうですか、土曜日、日曜日昆布を干してするのに、先生方の住宅には独り者の住宅にはカーテン張られて、8時になっても9時になっても寝ているという、回りでそういう生産活動やっているのに、私は寝ていること出来ないと思うんだけど寝ているって。まったく合わない、こういうことも私はこういう一次産業の町にあつての教員の姿勢というのは、そういう地域の方々と一緒になって手伝うといえませんが、子供たちが家の仕事でどんなふうにして育っているのかと見る上でも教職員というのは、そういう地域を回ったり、家庭訪問するというのは大事だと思うのです。最近家庭訪問をしない教職員が話題になっているのですが、私は5月の連休、家庭訪問時期にきちっと家庭訪問してもらいたいなと最低でもね。

中学校では一学期、二学期、三学期、学期に一回は家庭訪問するような子供の成長を家庭での成長ぶりをきちっと見るというようなことも大事なと思うのですが、現在の浜中町の教職員の家庭訪問の状況などについて知る範囲で報告願いたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 指導室長

○指導室長（佐藤研二君） まず教員が家庭訪問にどれほど伺っているかどうかという話の前に、議員さんがいわれるように、教員が地域にかかわっていくということは、これは大切なことであるということで認識しております。ただ浜中町の各先生方は、実は日夜遅くまで朝早くから遅くまで教育活動を一生懸命しております。そして一部の先生方は、もしかするとカーテンを窓に引いたままかも知れませんが、4月以降中学校の先生方は本当に土曜日曜無く、それぞれの中学校の部活動の引率に、毎日のようにかかわっております。本当に頭の下がる思いをしております。家庭訪問につきましては一年に一度、4月、5月にかかわりまして、どの学校におきましても家庭訪問をしております。ただ当然家庭でのいろんな不安だとか問題を抱える子に関しましては、その都度その都度先生方がご家庭に訪問して、保護者並びに児童生徒の問題についていろいろな相談を受けて又逆にアドバイスをしながら、教育活動を続けております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今冒頭にですね、学校の先生は朝から晩まで仕事で大変だということをおっしゃいましたが、なぜ今そんなふうに変ななってきたのですか。

私たちのときも忙しいときは忙しいけど、暇なときはすごく暇でしたよ。

なぜ今の先生は勤務時間も過ぎてまで、せいぜい8時から6時までだと思うんですが、9時、10時まで電気が点いてますが、なぜそんなに働かせているんですか。

○議長（波岡玄智君） 指導室長

○指導室長（佐藤研二君） これにつきましては、まずひとつに子供たちの教育にかかわってですね、本当に決め細やかな指導をする上でこれまで実は教育現場には多くの課題が有りました。学力向上にかかわるものでも、最近話題になっている低学力ということでも話題になっておりますけれども、学力向上につきまして先生方が一生懸命目の前の子供たちの学力を引き上げようということで、授業にかかわって勤務時間後も仕事をしております。ただ仕事をさせられているということではなくて、自分の資質向上のために、それに向けて授業を軸にしながら、自分の資質を高めるという努力をしております。そういうことで若干勤務時間を過ぎて仕事をしているケースは非常に多いですけども、そういう内容です、以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今学力向上というのがありましたけれども、学力向上というのも昔から課題としてあったことで、今は競争させて、聞くところによれば競争させて、一点でも多く自分たちの学校の子供たちが点数多くなるというような状況にあるとも聞いているんですけども、私は、それは決して競争させて学力向上というのは良い教育ではないと思います。私は子供たちというのは、先生たちの姿を見て育っていると思います。先生たちだっけちっと家庭は有ると思うのですよ。だから時間になったらきちっと家庭に帰って家庭生活すると。次の日は清々しい気持ちで学校に来るというようなことがね、子供たちにとってはとっても大切なことで、ですから私は先生たちが研修するのもいいですよ、自発的に研修するのもいいです、でももっと効率よく、超過勤務しなくても出来るようなそういう力量を私はつけてもらいたいなと思うんです。私は、どうしてこういう質問をするのかというと、僕は学校教育というのはもう少しのんびりと競争もしないでしっかりした学力をつけてもらいたい。このことから今質問する予定はなかったんですけど、教職員の姿勢の問題ですね、こんな夜遅くまで言葉悪いけど、のべつ幕無しに、土曜日曜も無く仕事をする学校の教師というのは、僕はいい教育は出来ない、そんなふう思うんで、私はもう少し教員であれば、昔の教員は地域の中心になってね、地域の青年会だとかそういう人たちと一緒にあって地域を盛り上げていく、

そういう余裕すら皆あったんですよ。

そういう地域とともに有る学校や地域とともに有る先生たち、こういうことが地域の教育を育てる上でとっても大事なことだと思います。

それが今、指導室長が大きな学校に統合することによって、子供たちは大変喜んでいて、そういうことで、統廃合は良かったというような考えというのは、私は間違っているのではないかなと思うのです。自分は結構町村において中規模の中学校が多かったんですが、中規模の学校では小規模の学校から必ず、例えばここでいえば琵琶瀬や榊町からやってきます。真龍にいた時は糸魚沢や門静から子供たちがやってきます。小さな学校からやってくる子供たち、すごい特色がありまして、漢字がものすごく出来たり、あるいは三年間で中学校の本皆読んでしまったりですね。基礎学力の面からいったら、そういう中学校から来た子供たちは、それは社会性からいったら人数が少ないわけですから、大威張りしてみんなの前で発表する力というのはあまり付いていませんけれども、あまり喋らないけれども学力の面ではしっかりした自信を持ってやってくる、そういう子供たちがいましたから、私は小学校でも小規模校で育ってきた子供たちというのは、なにも卑屈な思いをすることなく自信を持って学校に来ればいいなと思うんです。

それからもうひとつ観点を変えていきたいのですが、親も統廃合して喜んでいて、子供の姿を見て喜んでいていうんですが、私は、それはとっても悲しいことだと思うんですね。理由は自分の地域の学校に関わらないで済むからじゃないんですか。

統廃合の理由は。例えば小さな学校では、スケートリンクやグラウンドの草むしりやら、花壇の整備やら、あるいは時によっては送り迎え、ありますよね。それがスクールバスによって軒先から統合された学校まで送ってもらえる、送り迎えしてもらえる。

私は統廃合によってこのスクールバスでの通学というのは、子供の成長過程によっては無駄な時間を過ごすことになるのではないかと、そんなふうに思っているんですが、どうでしょうか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 統合に当たって、スクールバスの児童の乗車する時間が無駄な時間ではないかという質問にお答えします。

教育委員会としては統合に当たっては、地域の事情等有りましてスクールバス等の運行をしております。

自分も実際朝、登校のスクールバスの中に乗車して、子供方の様子を見ておりますけ

れども、子供方にとっては無駄な時間ではないと感じております。

乗車する時間、確かに子供方にとっては朝の早い時間とか大変かもしれませんが、スクールバスの中での会話等を聞いておりますと明るく、何々ちゃん今日何食べてきたの、そういうような話から、今日学校に行ったら何をするの、何しようねというそのような話を明るく話している状況から見ますと、自分はスクールバスに乗っている時間が無駄な時間ではなく、子供方にとってはコミュニケーションを図る上での大事な時間かなと考えておりますので、ご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は登下校で子供たちが歩いたり、あるいは自転車で学校に行ったり、これは365日、春夏秋冬、季節によって自分の住んでいる地域がどんな地域かということを感じながら登下校すると。それから、学校においては放課後学校の回りで子供たちが好きなことをやって遊ぶ。で、小さな学校にいたこともあるので、子供たちの楽しみは放課後になってから学校の中を走り回ったり、学校の中でかくれんぼをやったり、そういう楽しみというのは子供たちには沢山ありました。

最近スクールバスで通っている子供たちの状況を見れば、3時半にスクールバスがやってきます。もっと早い時間かな。そしたらスクールバスに乗る子は教室から真直ぐバスに乗って出発まで待っています。

時間が来ればスクールバスは出発します。その地域の子供たちも遊ばないで一旦家に帰ってから荷物を置いてから学校に遊びに来る。そういう子供たちの楽しみと申しますか、学校で遊ぶというね、そういう楽しみも奪われていると私は思っているのですが、子供を育てる上で小さな学校で育てている、統合の前の学校で育てている子供たちと、現在統合してしまってからの子供たちの成長過程で、私は何も急いで統合に走ることではなく、もっとゆっくり、じっくりですね、教育に子供たちが幼少時代をしっかりと過ごすということのほうが、ずっとプラスだと私は思っているのですが、現時点でやはり統廃合して良かったのかどうか、そういう点で教育長の考えを述べていただきたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） もっとゆっくり、いずれ統合するにしてももっと時間をかけてゆっくりと、そういうお話でありましたけれども、逆論でいきますと、ある程度同級生がいるうちに、統合するなら皆で行こう、そういう形がむしろ私は理想かなと思いま

す。で、極端な話し同級生もいない、一人学級というその親御さんの話も聞いたことがあります。先生との軋轢関係も有って、登校拒否も起こして非常に親を困らせた、そうといったような思い出話も聞かされて、やはり統合はある程度子供の数がどんどん少なくなる前に一定程度同級生が、それも数が少しでも多いうちに一緒に行ったほうが、私は統合先に行っても孤立感も無いだろうし、そういった面でお互い励ましあう、そういった面でもある程度人数がいるうちに、私は統合すべきだとそういうふう

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 次の質問に移ります。二つ目は平成25年度スクールバスの民間委託の決定についてであります。浜中町は3月の定例議会でスクールバスの運営を、町教育委員会から町内の運送事業協同組合に委託し、平成25年から移行実施することを決定しました。このスクールバスの民間委託については、平成17年からそういう計画があったと見ているのですが、これはどういう形で民間委託にしたほうがいいのかというふうに出てきましたか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 議員おっしゃるように平成17年の財政再建プランの中にもスクールバスの民間委託という事項は記載されております。

今回、今年度から教育委員会が民間委託した経過でありますけれども、今後運転手が教育委員会で定めております65歳の年齢に達する運転手さんが、これから各年度ごとに出てこられます。まず、運転者、有資格者、代替運転手含めた安定的な確保が図られる点、また管内のスクールバスの運転状況を見ましても、労働時間への対価の支払が適正化によりましてコスト軽減が図られる点、または事故発生時の対応、補償も含めて責任の所在が明確になる、このような3点をもとに教育委員会としてはスクールバスの民間委託を進めたわけでありますので、ご理解を願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今の三点については了解しましたが、民間の側はどういうメリットがありますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 民間委託に当たっては町内の事業所を選定しまして、民間委託の受け皿となっていました。事業所に有ってはスクールバスが運行される以

上何年か、未来に亘っての事業所としての活動が可能になる点だと認識しております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 管理課長のいっていることがちょっと分からなかったの、もう一度分かるようにお願いします。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 町内の事業所に民間委託するに当たって、このスクールバスが有ることによって、事業所は未来に亘って事業所としての存続が出来るということですので、その点含めて理解をしていただきたいと思います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 今のお話では、民間はスクールバスの運行によって事業が続けることが出来るというか、そういうことだと思うんですね。スクールバスの事業というのは夏休み、冬休み以外学校の事業のある時は朝、夜ということで運行されるので、それで民間業者は決まった時間に決まった労働者を働かせることができるという点で、それはメリットになるというふうに私は受け取りました。民間にとってはとっても有利だと。次に教育委員会が示してくれた直営、従来の直営方式との比較ですね、比較した表がありまして車両の管理費、運転手賃金とかいろいろ有るんですけど、直営方式では24年度の実績で約3,600万円の合計費用がかかっている。

委託方式にすれば約3,400万円費用がかかっている。約200万円が浮くというような表があります。

それで一番浮いたのが運転手賃金ですね。今まで24年度の実績でいえば、2,100万円が支払ってきた賃金なのに、委託新方式でいえば運転手の賃金が1,622万何がしということで545万円の減となっております。それで個人委託6名分の賃金を、一日分の賃金をあるいは一年分の賃金が24年度と25年度に比較していえば、教育委員会が試算したところによれば、どういうふうになりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） スクールバスの委託に当たってはまず一点だけ補足すれば24年度については、賃金としては支払われておりません。個人へのスクールバス運行業務委託料として年間271万円を支払っております。25年度からでありますけれど、先ほども申し上げたとおり実稼働時間での賃金となる積算をしておりますので、このような差になりますのでご理解願います。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 実稼働時間ということでありまして、時給がいくらで、実際の稼働時間は何時間と計算されておりますか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 手元にある資料の中で答弁をさせていただきたいと思えます。まず、単価的に申しますと平成24年につきましては大体賃金にあわせまして12,604円、25年度ですと一日の賃金に計算しますと多いところで11,680円となります。稼働時間ですけれども、それぞれのコースごとによって違いますので、今手元の資料の中には持ち合わせありませんので、答弁できないので了承願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） こんなふうにして、委託にした場合には1,622万円ということですね、計算しているから私は個人の運転手さんが一日いくらの収入で、6.5時間一日働くものなのか、5.5時間働いて計算したものなのかその辺のことを説明してもらいたいと思ったのですけれども、それはちょっと無理ですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 申し上げたとおり、手元の中に資料的なものがないので、答弁は出来ませんのでご了承願いたいと思えます。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 先ほど課長は年間271万円ということで、それをこの一ヶ月に計算してみたら22万円から25万円というような計算できるのですけれども、時給が1,250円の6.5時間、5.5時間とした場合は7,000円から8,000円と。それが何日稼働できるかというのからすれば、12～3万円かなというそういう計算が私個人としてはでてくるのですが、25年度から運転手の賃金のがたんと下がると。ということが運転手に知らされたのはいつですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 教育委員会としましては25年度予算を作成する上で、議会の承認も無い中での話しになりますが、予定として運転手さん方に話をさせてもらっております。25年度からの方向性ということで24年の12月28日に運転手さんのほうには話をさせてもらっております。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 25年からこんなふうに賃金が下がるんだよというのを説明したのが12月の末っていいですか、12月になってから、なりますよということでしたが、それを聞いた労働者からは、不満の声は無かったですか。

○議長(波岡玄智君) 管理課長。

○管理課長(工藤吉治君) まず雇用に当たっての話を前段にしたいと思います。スクールバスの個人委託に関しましては契約上一年ということで、これは契約の中で次年度以降も継続して契約になるとは限らないという話を前段にさせてもらっております。

12月の28日の各運転手さんへの話の中では、これから予定として25年度からは各事業所へのスクールバスの委託ということになりますので、賃金的には今の年間271万円から実稼働時間での積算になると話をさせてもらっていますし、中には下がるなという話をしている方もおりましたけれども、概ねは実稼働時間ということで、ご理解をいただいていると思っております。

○議長(波岡玄智君) 加藤議員。

○10番(加藤弘二君) 私はおそらくそれを聞いた人たちはびっくりしたと思います。

ただしかし、今管理課長が述べた点で運転手の雇用は一年限りですよと、一年毎に更新していくんですよということですが、運転手の雇用状況を見たら、ずっと同じ人がやっていますね。だから、これからもずっと同じように雇用されると思っていたと思うんです。それで24年度から乗りたいという人方は仕事についているのですよ。65歳過ぎても。仕事についているのだけれども、職場で、内緒で運転手の面接に来ているわけですね。で、賃金だとか労働時間だとかそういうものを聞いて、自分の希望と合うかどうか聞いてじゃあお願いしますと行って、今までやっている親方に突然で悪いけど来年度からスクールバスの運転手やることになったので止めますからって。頭下げて途中で、年度替りで止めて申し訳ないようなことってそうして入ったわけですよ。

で、ずうっと65歳まで働ける、しかも砂利とか材木だとか運んでいた人が子供たちを、人間を運ぶってね、人を運ぶ、これまた運転手としてはかわいい子供たちと一緒に仕事できるということでは、これはひとつ又変わった喜びというのは、あると私は思うんです。それでずうっとこうやって来て、来年から突然こうだっていわれた時に、文句をいいたいけれども、文句をいえないというのが労働者の本心です。せっかく使ってもらった、給料も予想以上に多くもらった、ありがたいことだって。でも来年から時間給でやるっていうことでは、文句あってもいえないのです。

私はそういう労働者を使うという立場にある浜中町は、今年そういう改訂をするっていうのはいいですよ。民間委託でいいです。こんなふうにしてやります、ただし、25年度からでなくて、25年度はそのままやってもらうけども、26年度からそういう形になるんで、そういうその心の準備はお願いしたいというのが、公の仕事を受け持つ役場としてはそういう対応こそ、働く人を大事にしたやり方ではないのかなとそんなふうに私は思うんですが、ちょっとこれも、私としては勇み足だなというふうに思うんですけどもいかがですか。

○議長（波岡玄智君） 管理課長。

○管理課長（工藤吉治君） 今回の民間のスクールバスの委託につきましては、先ほども運転手さんの方にお話をさせていただきました中で、25年度議会の中で予算が通りました中では、もし事業所への雇用については、優先的に雇用できるようなお願いを教育委員会としてしたいということをお話をさせていただきました。そういうことを含めて、確かに24年度雇用の方、その時点では25年度に民間委託を進めるという話はその時点でもまだ方向性が出ていませんでしたので、話はしておりません。ただ、雇用に当たってはいろんな個人委託の懸案事項等がありまして、まず先ほども申し上げましたとおり、バスの有資格者の運転手の安定的な確保や代替運転手の確保など、それらを含めて将来安定的に運転手を雇用できる形が、最もスクールバスを安全安心に運行するのに必要ではないかということで、25年次に進めさせていただきましたので、ご理解をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 私は24年度当初に募集するときに来年度からこうなりますよとってたらいいんですけど、いってないでずっとそのままで来て、12月の段階で4ヵ月後こうなりますからっていうのであれば、これは背信行為ですよ。

教育長か町長、そういう臨時で浜中町が雇用するという際に今のような1～2年限りの雇用体系ってありながら、それは分かります。でもずっと継続してきたんだから。それを、突然のようにしてズバッと出して行くというのは、雇用の体系上ミスではないのかと私は思うんですが、いかがですか。

○議長（波岡玄智君） 教育長。

○教育長（内村定之君） 町有バスの民間委託につきましては、平成17年度の財政再建プラン、18年の1月にプランが策定されまして、その後2月に社会文教常任委員会

の中でも説明がされております。その中でスクールバスの民間委託につきましては、事業者にも委託しても運転手はそのまま現状の運転手の雇用を前提条件にしなければならぬだろうと、そういう前提でもって当時協議がされております。

また、バスについても町有のバスをそのまま使ってもらおうと、そういう条件でもって当時の再建プランの中では進んできていました。今回バスの民間委託で、実際賃金ではない委託契約でもって一年契約ですけれども、その方々がほとんど60歳を過ぎていると。いってみれば第一線で民間企業であれば60歳で定年と。で、年金も当然いただいていると、そういう方々が本人の体調あるいは何も無ければ65歳まで継続して委託契約を結ぶというのが従前の委託契約でありました。

今回事業者との委託契約の中で、その60歳を過ぎているけれども65歳までは教育委員会としても雇用をしっかりと確保、お願いをしたいそういったことで委託先に運転手さんが雇用されていると、確かに今まで271万円委託料、年間、これを実日数206日間です、割り返しますと一日当たり14,100円と、14,300円くらいになるかな。一般的に民間事業者では一日運転手の賃金は10,000円くらいだと。

で271万円という金額が、比べてどうなのかなというのも確かにあります。

で、この再建プランの前は285万5,000円でした。それを、95%にして今の271万円ですと平成18年から来ています。271万円という金額を一日あたりに換算すると先ほど申し上げた13,100円、時間給に置き換えても千四百いくらになります。

今委託先では、10,000円をひとつの基準として1時間当たり1,250円と。

で、うちで委託している賃金単価は1,450円です。ですから、ですからその鞘はだいたい200円くらいになります。そういった中で運転手さん本人は確かに契約を結んで一年間271万円、それが突如として12月に1時間あたりの金額が1,250円に置きかえられちゃって、実際その方はどのコースを走っているか分かりませんが、ただ、運転手さんの希望者というのは相当います。いました。で、その中で、面接で選ばれて今の人がいます。そのほかにも沢山スクールバスの運転をしたいという希望があった中でそういった方々が今こうして委託先でもって職についていると。そういった部分で、60歳も過ぎて年金も貰いながら、ある程度このバスの運転業務でもって収入も有ると、そういった面で確かに貰う金額を比較すれば安くなったというふうに思いますけれども、民間委託の町側の姿勢としては、民間に出来ることは民間にしていた

だくと。そのことによって当然どこかでその費用が縮減されるのは、どうしてもそういう賃金のほうに行ってしまうと、そのような状況で、去年の12月28日にそういった形でもって、実労働時間でもって今後なりますということを、いってみれば3ヶ月前にしっかりと本人たちに通知をさせていただいておりますので、そこで理解をいただいたというふうに我々は抑えております。以上です。

○議長（波岡玄智君） 加藤議員に申し上げます。残り時間1分弱です。まとめてください。加藤議員。

○10番（加藤弘二君） 教育長が今答えられたことなんですけど、私は背信行為じゃないのかと。4ヵ月後からこうなるというのを途中で喋るというのは、背信行為でないかということに対して、いろいろ喋られましたけれども、それに対してはいろいろ並べたけれどね、私がしっくりする答えではない。これは誤りだったらミスがあったぐらいはいいと思うのですよ。私はスクールバスの運転手ずっと30年この方、見えますけどね、年間280万円とか270万円とかってありますけれども、僕は決して過大な賃金ではないと私は思います。大体朝出発早いですよ、6時といたら皆車取りに来ますよ…

○議長（波岡玄智君） 加藤議員に申し上げます。時間超過ですから。きちっと時間は約束どおり守ってください。お願いします。

○10番（加藤弘二君） はい、わかりました。

私は背信行為ではないかといったのですが、答えが明確でなかったのですけれど、答弁をお願いします。

○議長（波岡玄智君） 答弁側も簡略にお願いします。教育長。

○教育長（内村定之君） 先ほどの繰り返しになります。決してそういった認識は持っておりません。以上です。

◎延会の議決

○議長（波岡玄智君） お諮りします。

本日の会議はこの程度にとどめ延会したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

◎延会の宣告

○議長（波岡玄智君） 異議なしと認めます。したがって、本日はこれで延会することに決定しました。本日はこれで延会します。

(延会 午後 5時 2分)

以上のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証明するため署名する。

浜中町議会 議長

議員

議員